





コンテンツ

■ コンテンツ／オリジナルキャラクター紹介	P1
■ グループ会社一覧	P2
■ 第一ネオ生命の理念体系	P3
■ トップメッセージ	P4
■ 業績ハイライト	P5
■ 第一ネオ生命の取組み	P6
■ お客さま第一の業務運営	P6
■ 商品ラインアップ	P7
■ 商品の改定概要	P8
■ 商品開発体制／販売チャネル	P9
■ ご契約前・ご契約時・ご契約後の情報提供	P10
■ 各種サービスの提供	P11
■ お客さまの声を活かす取組み／「お客さまアンケート」の実施	P14
■ 適切に保険金などをお支払いするための取組み	P15
■ デジタル推進・AI活用に関する取組み	P16
■ サステナビリティの推進	P17
■ 各種お問い合わせ先	巻末



オリジナルキャラクター紹介

お客さま本位の会社を目指す想いから生まれた「ネオちゃんず」

「まっさらな気持ちで挑戦していこう。みんなで未来を創ろう。」という第一ネオ生命のつよい想い。
それがまっしろで、まあい仲間たちを育てました。ひとりひとりの個性をいかして、
お客さまの人生に向き合う保険サービスの実現を目指していきます。



n notice (気付く)

小さな不安を感じ取り、 寄り添う

小さな変化にいち早く気づき、
お客さまの不安を見逃しません。
3人のリーダーとして、安心の第
一步をつくります。

性格：責任感がありやさしい、
優れた傾聴力と観察眼を持つ



e enable (創造する)

構想を現実に変えるための 「手段」や「仕組み」をつくる

課題を見つけると、すぐに「次の
一手」を思いつく、ひらめきの
達人。多様な視点を持ち、未来
の可能性をかたちにするための
仕組みを考えます。

性格：好奇心旺盛で柔軟、発想
力に富む



o outreach (届ける)

サービスを通じて 安心を届ける

必要な人に、必要な安心を届ける
行動派。進むべき道を見つ
け、周囲を照らし、思いやりの力
で未来を後押しします。

性格：明るく元気、思いやりと
行動力に満ちている



グループ会社一覧

Daiichi Lifeグループ

日本初の相互会社として第一生命が創業して以来、時代の変化に応じてお客さまや社会に選ばれ続けるために常に変革を続け、株式会社化や持株会社体制への移行など経営体制を強化するほか、国内でのマルチブランド・マルチチャネル体制や海外各国への事業展開などにいち早く着手してきました。現在では、強固な事業基盤と多様性を兼ね備えたグローバルなグループに成長しています。将来にわたって、すべての人々が世代を超えて安心に満ち、豊かで健康な人生を送れるWell-being(幸せ)^{※1}をお届けすることをグループ一丸となって目指してまいります。



国内保険事業



海外保険事業



非保険事業等



※1.世界保健機関(WHO)はWell-beingを「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と定義しており、Daiichi Lifeグループも世界中の一人ひとりが、安心に満ち、豊かで健康な人生を送り、幸せな状態であるよう、事業を通じて貢献していきます。

※2.発行済株式の15%超取得等を要件に、株式会社第一ライフグループの関連会社となる予定です。

(注)各事業について主たるものを掲載



第一ネオ生命の理念体系

現中期経営計画がスタートするにあたり、Daiichi Lifeグループが目指す新たな未来への指針として、グループ共通の「パーパス(存在意義)」と「バリューズ(価値観)」を策定しました。また、パーパスを実現するにあたり、国内保障分野で事業を営む当社の目指す姿として、「ビジョン(目指す姿)」を定めました。

Purpose

私たちの社会における存在意義

共に歩み、未来をひらく
多様な幸せと希望に満ちた世界へ

Vision

私たちの目指す姿

”生命保険から人生保険へ”
小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。

Values

私たちの大切にする価値観

いちばん、人を考える
まっすぐに、最良を追求する
まっさきに、変革を実現する



Brand Message

私たちを象徴するメッセージ

一生涯のパートナー
”「あったらいいな」をいちばんに。”

ネオファースト生命は「第一ネオ生命」へ

2026年4月1日、「第一生命ホールディングス株式会社」は「株式会社第一ライフグループ」に商号を変更し、グループブランド名称を「Daiichi Life」としました。これに伴い、当社の商号を「第一ネオ生命」へと変更し、コーポレートロゴについても、以下の通り変更しました。



第一ネオ生命
Daiichi Life Group

新しいシンボルマーク「Daiichi Life Flag」は、人々の多様な「Life」を応援する「旗」をイメージしており、重なり合う色は、多様な個性を掛け合わせ新たな価値を生み出すことを表現しています。
新しいブランドカラー「Daiichi Life Blue」は、海と空が出合い、どこまでも広がる水平線のように、お客さまをはじめとするステークホルダーの「人生の無限の可能性」を表し、未来をひらくことに挑戦する当社グループ自身の「無限の可能性」も表現しています。



トップメッセージ

平素より、第一ネオ生命に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。本年4月に代表取締役社長に就任した近藤です。

はじめに、保険代理店への出向者からの不適切な情報取得により、お客さまおよび保険代理店をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。改めて再発防止策を徹底するとともに、適切な情報管理と保護に全社を挙げて取り組みます。

2026年4月、Daiichi Lifeグループは、持株会社の商号を「株式会社第一ライフグループ」へと変更しました。これは、お客さま一人ひとりに寄り添い、多様な人生の可能性をひらく企業として、世界の人々やその生活に貢献するという意志を表すものです。

これに伴い、当社の商号も「第一ネオ生命」へと変更しました。ネオ(Neo)はギリシャ語で「新しさ」を意味する言葉であり、お客さまのニーズを先取りし、これまでになかった新しい安心や満足をお届けするとともに、グループ一丸となって未来に向けて進化するという決意を込めております。



近年、社会環境やお客さまの価値観は大きく変化するとともに、デジタル技術やAIの目覚ましい進展も相まって、生命保険会社としての役割そのものを、従来にも増してアップデートする必要があります。こうした環境下においては、お客さまにとっての最適な価値を生み出し、それを確実に届けていく姿勢がこれまで以上に求められます。

「生命保険から人生保険へ」小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。」というビジョンのもと、2025年度は組織カルチャーの刷新と業績の向上を両立した一年となりました。

コンダクトリスク管理体制の強化を進める中で、タウンホールミーティングを通じた対話に加え、「ネオStyle」として定義した行動指針が浸透することにより、お客さま価値を最優先とする判断・行動を行うという意識の浸透が着実に進みました。

また、お客さまの声を活かした商品・サービス開発体制においては、2025年10月に、がん保険「ネオdeがんちりょう」を改定するとともに、お客さまの利便性向上に資する「デジタル告知」サービスの対象商品を拡大しました。

さらに、代理店の特性に応じた営業支援やリモート営業の活用等により営業面での生産性の向上を図り、業務プロセスの見直しやデジタル化を通じたオペレーション変革による事業費効率の改善にも取り組みました。こうした積み重ねが、業務スピードの向上や対応品質の安定化につながり、具体的な成果として着実に表れつつあります。

2026年度は、こうした変革を一過性のものにとどめることなく継続し、持続的な成長を実現する上で、重要な一年と位置付けております。まずは、組織カルチャー刷新の取組みを定着させるとともに、グループ各社にも還元できる好事例を生み出すことを実現します。

また、システムモダナイゼーションの本格稼働を起点とした業務やサービスの高度化に加え、データドリブンでの営業支援による生産性の一層の向上、そしてお客さまとの接点完結型の業務プロセス改革を推進します。さらに、商品・サービス開発から販売、アフターフォローに至るまでのプロダクトガバナンスを強化するとともに、カスタマーエクスペリエンスの向上を図ります。

これからも、お客さま第一の業務運営方針のもと、ご契約者や保険代理店、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに対して、社名のとおり新たな価値を提供します。

今後とも、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年7月

第一ネオ生命保険株式会社
代表取締役社長

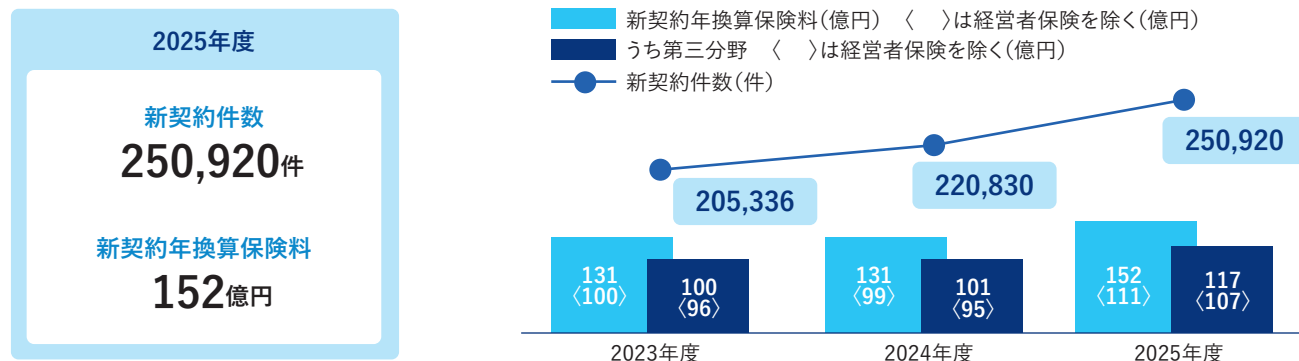
近藤 良祐



業績ハイライト

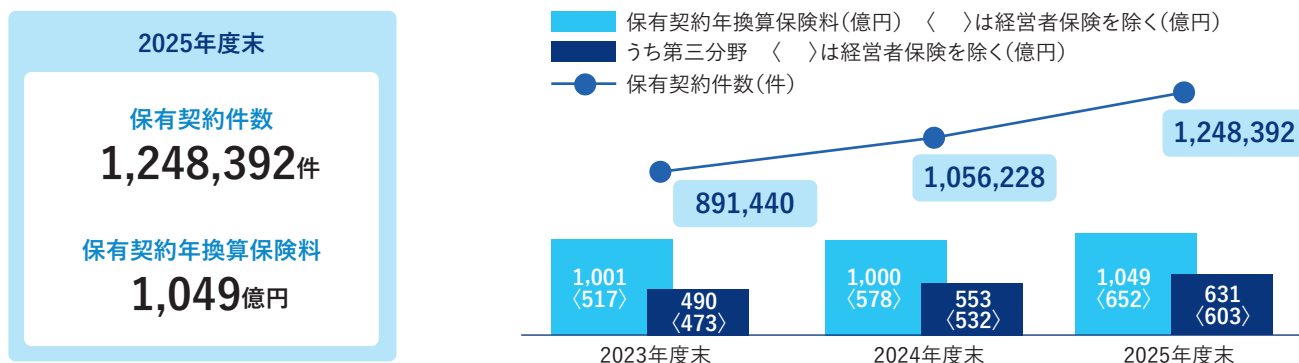
新契約件数・新契約年換算保険料

2025年度の新契約件数は250,920件、新契約年換算保険料は152億円となりました。また、経営者保険を除く新契約年換算保険料は111億円となりました。



保有契約件数・保有契約年換算保険料

2025年度末における保有契約件数は1,248,392件、保有契約年換算保険料は1,049億円となりました。また、経営者保険を除く保有契約年換算保険料は652億円となりました。



基礎利益・責任準備金の積立状況

基礎利益

2025年度の基礎利益^{※1}は、△70億円(前年度△52億円)となりました。また、順ざや^{※2}は6億円(前年度3億円)となりました。

※1.基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払などの保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標です。

※2.生命保険会社は、資産運用による収益を予め見込んだ「予定利率」により、保険料を割り引いて計算しており、毎年割り引いた分に相当する金額である「予定利息」を運用収益等で確保する必要があります。この「予定利息」を実際の運用収益で確保できている状態を「順ざや」、確保できていない状態を「逆ざや」といいます。

責任準備金残高

2025年度末の責任準備金残高^{※3}は、3,075億円(前年度末2,829億円)となりました。

※3.責任準備金は、将来の保険金などの支払いに備える準備金のことで保険業法により積立てが義務づけられています。



第一ネオ生命の取組み

お客さま第一の業務運営

私たちDaiichi Lifeグループは、ブランドメッセージにおいて「一生涯のパートナー」を掲げ、グループ行動規範のもと、経営品質の絶えざる向上に取り組んでいます。

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、私たちが考える「お客さま第一」を本方針に掲げ、グループ内に共有・浸透を図り、「お客さま第一の業務運営」を推進しています。

お客さま第一の業務運営方針

- ① 私たちは、お客さまに最良のサービスをお届けします。「一生涯のパートナー」として、お客さまの安心に満ちた豊かで健康な人生の実現をお手伝いすることこそが使命であり、これに寄与しないサービスの提供はいたしません。

また、最良のパートナーたるために高い専門性と職業倫理を持って誠実かつ公正に業務に取り組むとともに、お客さまとのあらゆる接点において、お客さまの最善の利益に適った商品・サービスを目指し、また、その品質を高めていきます。
- ② 私たちは、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反の防止に関する方針・ルールを定め、そのおそれがある取引について適切な管理を行います。
- ③ 私たちは、お客さまの真のご理解につながるよう、商品・サービス、また、それらがお客さまの最善の利益に適っているかを確認・検証する態勢や運用体制等に関する重要な情報について、その特性を踏まえ分かりやすくご提供します。
- ④ 私たちは、お客さまとのあらゆる接点を通じて、お客さまニーズの理解に努めます。また、お客さまがまだ気づかれていない潜在的な価値も含め、あらゆる接点を通じてお客さまのWell-beingの実現に資する商品・サービスをいち早くご提供し、お客さま満足の向上を図るとともに、長期的な視点にも配慮した定期的・継続的な情報提供、フォローアップについても、お客さまのご意向を踏まえて適切に行います。
- ⑤ 私たちは、本方針に基づく業務運営の推進に向け、お客さま接点業務を担う従業員・保険代理店による業務運営の状況を適切に検証・評価するとともに、お客さま接点業務を担う従業員・保険代理店を支援していくための必要な体制を構築します。

お客さま第一の業務運営方針に基づく具体的取組み

当社は、お客さまからさらにご支持をいただける保険会社として進化し続けることを目的に、「お客さま第一の業務運営」に係る具体的な取組み状況を「見える化」し、また、お客さまからの評価等を真摯に受けとめ、業務の品質向上やその取組みのスピードを加速させるとともに、その状況を積極的に公表しています。

詳しくは当社Webサイト(https://neofirst.co.jp/customer-first/pdf/customer-first_2025.pdf)をご覧ください。





商品ラインアップ (2026年7月1日現在)

病気・ケガによる入院に備えたい

医療保険

ネオdeいりよう

<無解約返戻金型終身医療保険>

健康な方は保険料が安くなる
医療保険

引受基準緩和型医療保険

ネオdeいりよう

健康プロモート

<無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)>

健康に不安がある方も入りやすい
医療保険

がん・三大疾病・生活習慣病に備えたい

がん保険

ネオdeがん ちりょう

<無解約返戻金型終身がん保険>

多様化するがん治療への
備えができる保険

三大疾病一時給付保険

ネオde3 疾病サポート

<無解約返戻金型三大疾病一時給付保険>

特約付加で三大疾病によるリハビリ治療の
ための通院にも一時金で備える保険

特定生活習慣病入院一時給付保険

ネオdeからだ エール

<無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)>

8大生活習慣病に
一時金で備える保険

介護・認知症に 備えたい

認知症保障保険

認知症保険 to スマイル

<無解約返戻金型認知症保障保険>

70歳時に20本以上の歯が残っていれば、
以後の保険料が割引かれる認知症保険

万ーに備えたい

収入保障保険

ネオdeしゅうほ

<無解約返戻金型収入保障保険(2023)>

もしものときに毎月決まった
金額を受け取れる保険

定期保険

ネオde定期

<無解約返戻金型定期保険>

万ーのときの保障を一定期間
準備できる死亡保険

法人のお客さま向けの保険商品

法人契約専用
ネオdeきぎょう

<一定期間災害保障重視型定期保険>

経営者の万ーへの保障を
確保しながら、将来に向けた
事業資金の確保ができる保険

法人契約専用
ネオdeきぎょう W

<一定期間災害死亡保障重視型生活障害定期保険>

経営者の万ーのときに加え、要介護状態・
障害状態のときの保障を確保しながら、
将来に向けた事業資金の確保ができる保険

法人契約専用
ネオdeきぎょう 重度がん

<一定期間災害死亡保障重視型重度がん定期保険>

経営者の万ーのときに加え、重度のがんに
なったときの保障を確保しながら、
将来に向けた事業資金の確保ができる保険

(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



商品の改定概要

2025年10月「ネオdeがんちりょう」を改定しました。

改定のポイント

- ① がんの治療を目的として公的医療保険が適用されない自由診療等による所定の治療を受けたときに、その治療にかかる費用と同額の給付金をお支払いする「がん自由診療特約(終身がん保険用)」を新設しました。
- ② 差額ベッド代など治療費以外にかかる費用までカバーできるよう、がんの治療を目的として入院をしたときに、入院日数に応じて給付金をお支払いする「がん入院特約(終身がん保険用)」を新設しました。
- ③ ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料の払込を不要とする仕組みを導入しました。本対応により、ご契約を見直す場合に保険料の二重払いが発生することなく、保障を継続させることができるようになりました。

ネオdeがんちりょう

<無解約返戻金型終身がん保険>



※「ネオdeがんちりょう」は日経トレンディ2026年5月号「保険大賞2026」がん保険部門で大賞を獲得いたしました。

改定の詳細はこちら▶



商品事業部 商品開発課
アシスタントマネジャー
両角 優芽

本改定により、多様化しているがんの治療に、さらに幅広くかつ合理的に備えることができる商品にパワーアップしました。
今後も医療の進歩やお客さまニーズの変化を捉えながら、もしものときにお客さまに寄り添える商品を創っていきます。

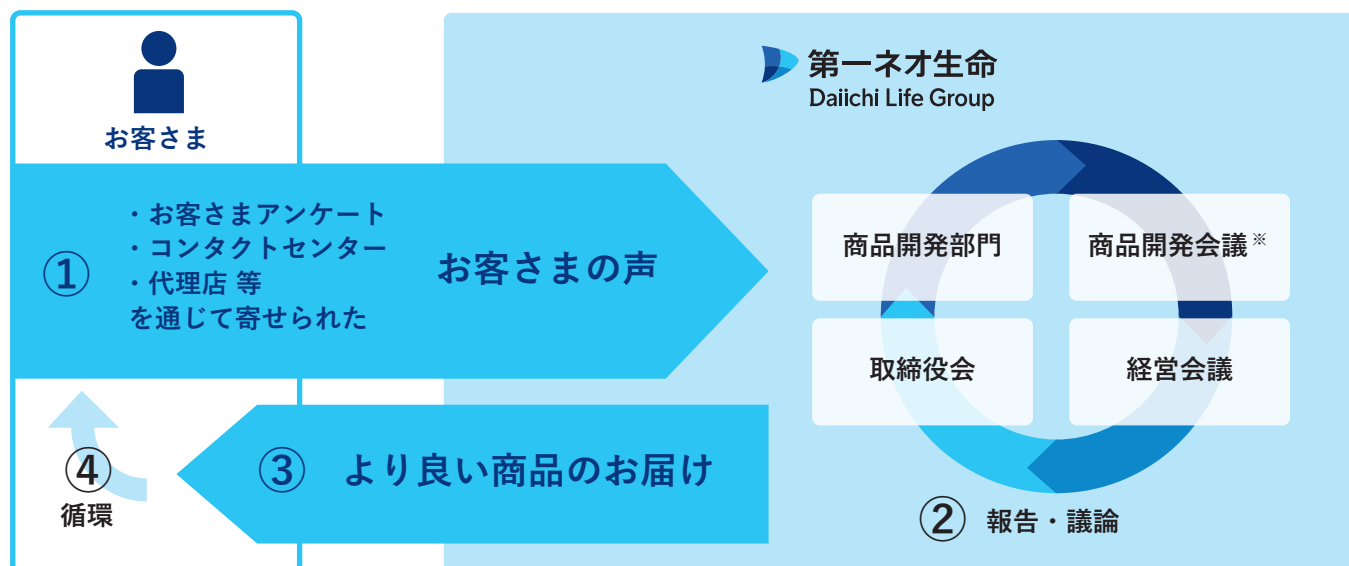
各種商品の詳細は公式Webサイトからご確認いただけます。





商品開発体制

- ・お客さまにとってより良い商品をお届けできるよう「商品開発に係る基本方針」を定め、お客さまの真のニーズの把握とそれに合致した商品開発、お客さまの保護、利便および公平性の確保等の態勢の強化に努めています。
- ・新商品の開発や発売後の商品のフォローアップにあたっては、関連する各部門が相互牽制機能を発揮しながら商品開発等を検討する「商品開発会議」などで議論を重ね、その内容は「経営会議」や「取締役会」にも報告等を行う体制を整えています。



※ 関連する各部門が相互牽制機能を発揮しながら商品開発等を検討する会議体。



販売チャネル

当社は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、販売チャネルの複線化を推進し、4つの販売チャネルを展開するとともに、それぞれの特性に応じた商品・サービスの提供を行っています。



保険代理店・金融機関チャネルにおいては、代理店等の特性に応じて対面での対応とオンラインでの支援を組み合わせた営業支援を行うとともに、CRMを活用したデータ起点での営業管理および分析を通じて、より効率的で質の高い営業活動につなげています。あわせて、オンラインでの営業支援や問い合わせ対応を集約し、保険代理店をサポートする体制の見直しも推進しています。

また、ダイレクト販売やデジタルでの情報発信を強化し、オンラインと対面の両方の特徴を生かしたサービスの流れづくりに取り組んでいます。その一環として、これまで第一生命が担っていた一部の業務を当社に移し、2024年度から新たな体制で業務を開始し、拡大に取り組んでいます。

さらに、当社の事業と親和性の高い異業種パートナーとの協業を通じて、新たなお客さまとの接点創出および新市場の創出にも注力しています。



ご契約前・ご契約時・ご契約後の情報提供

当社では、商品・サービスなどに関する重要な情報について、ご契約前・ご契約時・ご契約後の各タイミングで、お客さまにご理解いただけるよう商品・サービスなどの特性を踏まえ、分かりやすく提供しています。

ご契約前・ご契約時

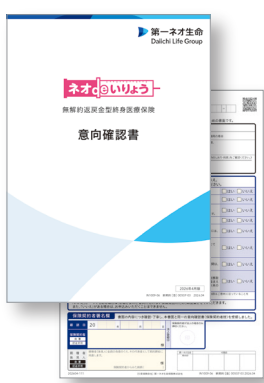
商品パンフレット

商品の仕組みや特長、保障内容について分かりやすく記載した資料です。



意向確認書

お申込みいただく商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認いただくための書面です。



重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

「契約概要」
ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
「注意喚起情報」
お申込みに際して、特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。



ご契約のしおり・約款

ご契約についての重要事項などぜひ知っていただきたい事項を分かりやすく説明した「ご契約のしおり」と、ご契約からお支払いまでのさまざまな取り決めに記載した「約款」です。



ご契約後

生命保険証券

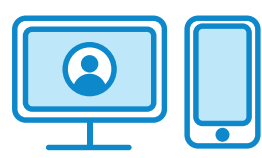
ご契約内容をお知らせするとともに、保険金・給付金などのお支払事由やご請求について分かりやすく記載しています。



※イメージ

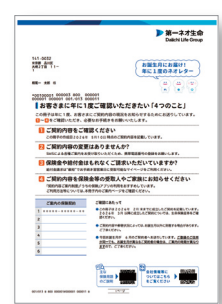
マイページでの『ご契約内容の確認』メニュー

いつでもどこでも、ご契約内容をご確認いただけるよう、マイページ*で「ご契約内容の確認」メニューを提供しています。



ご契約内容のお知らせ (年に1度のネオレター)

毎年、お客さまにご契約内容の現況をお知らせするためにお送りしています。「Web通知サービス」開始に伴い、マイページ*にもお届けしています。
1年組み立て保険のご契約者さまには、毎年更新日の2カ月前に「**更新手続きのご案内**」をお送りします。ご契約者さまにご契約内容を明示のうえ、更新日での契約内容の見直しについてご案内しています。



※イメージ

*マイページにはご利用条件がございます。

ご契約前・ご契約時・ご契約後

公式Webサイト

当社の経営状況に加え、ニュースリリース、商品の概要、各種お手続き方法などを掲載し、適時・適切な情報開示に努めています。

アニュアルレポート(本冊子)

保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。当社の業績や財務状況について掲載しています。



各種サービスの提供

お客さまに寄り添ったコンタクトセンター運営

当社コンタクトセンターでは、お客さまの「一生のパートナー」を目指し、お客さま一人ひとりの期待に誠実に応えられるよう研修などを行い、応対品質向上に努めています。お客さまからのお問い合わせやご要望に対しては、アドバイザーが分かりやすく丁寧にご案内し、お客さま満足のさらなる向上を目指します。

コンタクトセンターの客観的な評価について

当社コンタクトセンターは、サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人HDI-Japanの格付け調査において、2007年から2025年度まで19年連続で国内最高評価を示す「三つ星」を獲得しています。

HDI-Japanが実施するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、
「気持ちに寄り添いながらも励ますようなポジティブな雰囲気があり、顧客が安心して相談できている」

「的確な案内ときめ細かい配慮を示し、顧客がサポートの良さを実感している」

「支援に前向きで、顧客の状況に寄り添った声掛けを行っていることで、短時間で信頼関係を築いている」

との評価をいただきました。当社は今後も、「お客さま第一の業務運営方針」のもと、お客さま一人ひとりに安心感と納得感を持っていただける対応を目指し、サービス品質の向上に努めてまいります。



お客さまサービス部
コンタクトセンター チーフ
森田 愛実

お客さまのお問い合わせは多岐にわたり、お一人おひとり状況も異なるため、ご要望を正しく把握したうえで丁寧・迅速に対応することを心がけています。コンタクトセンターを通じて信頼と安心を感じていただけるよう、今後も最善を尽くしてまいります。



AIボイスロボットサービス

AIを実装した自動音声応答システムにより、24時間365日、受け付けしています。

お客さまとの「つながりやすさ」を向上させるとともに、お客さまの利便性向上を図っています。

対象手続き

給付金の請求書類の発送	保険料払込方法の変更書類の発送	クレジットカードへの再請求
保険料払込票の発送	住所・電話番号の変更	生命保険料控除証明書の再発行(10月～3月)

画面共有サービス

お客さまがご覧になっている画面をリアルタイムで共有し、操作を一緒に確認しながらお手続きをサポートしています。

マイページでのお手続きにおいて、画面共有を活用した丁寧なご案内により、安心して手続きを完了できたと満足のお声をいただいています。



チャットボットサービス

Webサイト上のチャットボットをご使用いただくことにより、各種お手続きに関するお問い合わせについて、24時間365日いつでも、スピーディーに回答します。



生命保険料控除証明書のマイナポータル連携

お客さまから多くのご要望をお寄せいただいた生命保険料控除証明書のマイナポータル連携が、2025年10月より可能となりました。詳細は16ページ「生命保険料控除証明書のマイナポータル連携」をご参照ください。

マイページの利便性向上

マイページをご利用いただくことにより、書類の取り寄せや記入・返送が不要となり、オンラインで迅速でかんたんに完結します。

今後も、手続き画面の刷新等を通じて、より分かりやすく・使いやすいマイページの実現に向けた改善を予定しています。

ご利用可能な お手続き

24時間365日受付※1

書類記入・郵送不要※2

最短5分で完了

その他メニュー



給付金の請求



保険料払込方法の変更



住所・電話番号の変更



生命保険料控除証明書の
再発行



名義変更
(改姓(字体訂正)含む)



契約内容ご案内制度の
お手続き



通知受取方法の変更



契約の解約



契約の更新

ご契約内容の確認

Web通知※3の確認

※1:メンテナンス時間を除く。

※2:ご契約・お手続き内容によっては請求書類の取り寄せが必要となります。

※3:当社からの各種通知をマイページでご確認いただけるサービスです。

ご利用はこちらから

第一ネオ生命 マイページ

検索

<https://cs.neofirst.co.jp/shd/MYP/MYP001001init.do>



契約内容ご案内制度・保険管理アプリ「うちの保険」の利用推奨

契約者以外の保険契約関係者からのお問い合わせ時に契約内容をご案内できる制度(契約内容ご案内制度)や、お客さまが平易に保険契約情報を家族共有できる仕組み(保険管理アプリ「うちの保険」)をご用意し、利用を推奨しています。

契約内容 ご案内制度

詳細は右記もしくは以下リンクより、ご確認ください。

<https://neofirst.co.jp/customer/procedure/security.html>



保険管理アプリ 「うちの保険」

詳細は右記もしくは以下リンクより、ご確認ください。

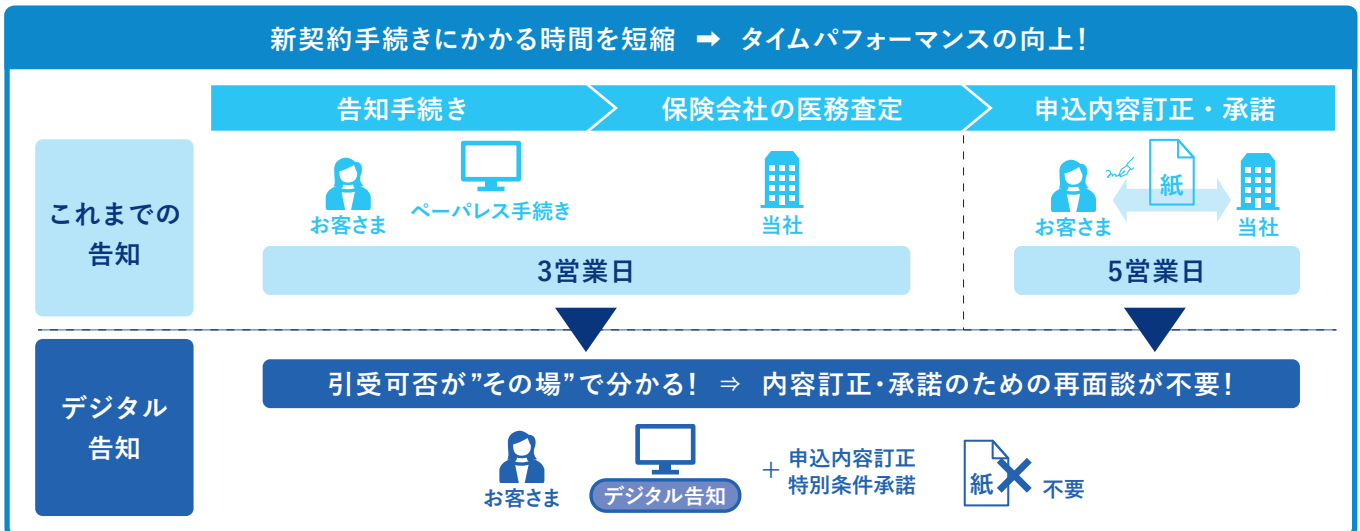
https://neofirst.co.jp/customer/uchi_no_hoken/register.html



お客さまの利便性向上に向けて

■「デジタル告知」の利用拡大

お客さまの利便性向上を目的として、2024年12月に申込時の質問項目をお答えしやすい形式に再構築するとともに、申込時の告知手続き実施後、その場で医学的査定結果が即時に分かる「デジタル告知」サービスの取扱いを開始しています。2026年3月にはサービスを拡大し「ネオdeいりよう健康プロモート」を取扱い可能な商品として追加しています。



あんしん&けんこうネオサポートのご案内

その他にも、お客さまの保険手続きのサポートや健康増進・QOL向上に向けた各種サービスを取り揃えています。各サービスの詳細については、当社Webサイトをご覧ください。



※一部のサービスについては諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

2026年7月時点



お客さまの声を活かす取組み

お客さまからの相談・苦情等への対応基本方針

1. お客さまからの相談・苦情などへの対応を最優先の課題と認識し、迅速、適切、かつ誠実に対応します。
2. お客さまからの相談・苦情などを、商品・サービスや業務の品質向上に積極的に活かします。
3. お客さまが利用しやすい受付窓口を整備するとともに、お客さまが必要な情報を積極的に提供します。
4. お客さまからの相談・苦情などをもとに、お客さまサポートなど管理態勢を継続的に見直し、改善していきます。

お客さまの声を活かすための組織・体制

当社では、お電話や各種アンケートなどで承ったお客さまの声を「承り票」で漏れなく集約し、速やかな対応と改善策を検討する態勢を構築しています。また、全社横断的なメンバーで構成する「お客さま第一推進分科会」を設置し、ご契約時や保険金などのお支払い時の適正な業務運営のあり方、および、承ったご意見・ご要望をお客さま満足の向上に活かすための対応策を組織的に検討しています。

なお、当社では「お客さまの声」を積極的に会社経営に活かすことを目的に、お客さまサービス部にお客さま第一推進室を設置し、日々、業務の品質向上・改善活動に取り組んでいます。

2025年度お客さまの声（苦情）の件数

苦情分類	主な事例	件数（件）	全体に占める割合（%）
新規のご加入に関するもの	登録の電話番号・住所について	510	31.6
保険料のお支払いに関するもの	保険料の引き落としについて	167	10.4
ご契約内容の変更などのお手続きに関するもの	名義・住所等の変更手続きについて	237	14.7
保険金などのお支払いに関するもの	お支払いまでの進捗状況について	536	33.3
その他	電話・Web問い合わせ対応について	162	10.0
合計		1,612	100.0

（注）苦情の定義

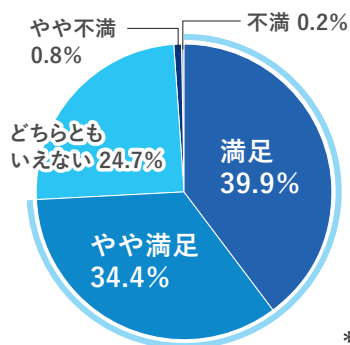
お客さまからの当社に対するお申し出のうち、お客さまが当社の業務全般に起因して不満の意を表明されたものをいいます。苦情には、当社に直接お申し出いただいたもの、および、代理店、国民生活センター、消費生活センター、生命保険協会、監督官庁などを経由して当社に連絡が入ったものを含みます。



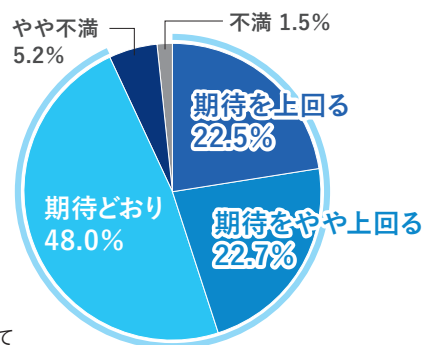
「お客さまアンケート」の実施

当社は、お客さま満足向上のため定期的にご契約者さまの声を収集し、いただいた声をサービス改善に活かす取組みを行っています。すべてのご契約者さまを対象に、当社のお客さま対応全般に関するアンケート調査を年1回実施しています。（対象データ：2026年1月までのアンケート数約38万件に対して、ご回答のあった10,401件。回答は2026年2月末到着分）

当社に対する
総合的な満足度



電話・メール対応
お客さま満足度



*満足度は小数点第2位以下を切捨て

お客さまの声を踏まえて改善を行った事項

お申出内容（ご意見・ご要望）	改善内容
マイページでの手続き中に画面が進まなくなりました。	・お手続き中のマイページの画面を、コンタクトセンターの担当者が確認できるツールを導入しました。有人対応でご入力などをサポートいたします。（2025年4月開始）
オフィシャルホームページからマイページお手続き画面への流れが分かりにくい。	オフィシャルホームページ「各種お手続き」画面上に、マイページで可能なお手続き内容をより分かりやすく表示するように改訂しました。（2025年8月開始） ・保険料払込方法の変更：クレジットカード番号の変更・更新もお手続きできる旨を掲載 ・名義変更（改姓・改名含む）：受取人・指定代理請求人の変更もお手続きできる旨を掲載



適切に保険金などをお支払いするための取組み

当社は、迅速・適切に漏れなく保険金などをお支払いすることと、適切・的確にお客さま対応を行うことが生命保険事業の運営において極めて重要であると認識し、保険金等支払管理態勢の強化に取り組んでいます。

また、お客さまに信頼していただける保険会社であるべく、より公平・公正なお支払いと迅速・確実なお支払いができる態勢づくりに努めています。

個人保険の保険金等のお支払い状況(2025年度)

2025年度は以下のとおり保険金・給付金および年金をお支払いしています。引き続き、お客さまの長く健やかな人生の実現をお手伝いできるパートナーであるために努めてまいります。

		件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金など	409件	2,328百万円
給付金	入院・手術給付金など	199,212件	15,829百万円
年金	年金	868件	774百万円
合計		200,489件	18,932百万円

迅速・確実に保険金等をお届けするために

迅速・確実に保険金等をお届けし、お客さまの人生に向き合う保険サービスを提供すべく、各種サービスの充実を図っています。



請求手続き等の利便性向上

マイページから給付金等のご請求手続きが可能です。アップロードしていただいた書類から病名や手術名を予測し、あらかじめ画面に表示する等、ご請求手続きをサポートしています。

..... ご利用はこちらから

第一ネオ生命 マイページ

検索

<https://cs.neofirst.co.jp/shd/MYP/MYP001001Init.do>



各種照会に対する対応の強化

お客さま対応担当者への継続的な研修やチャットボットの導入、お電話でのお問い合わせ中にリアルタイムで画面共有するサービス等、お客さま・代理店からの要望に対応できるよう取り組んでいます。



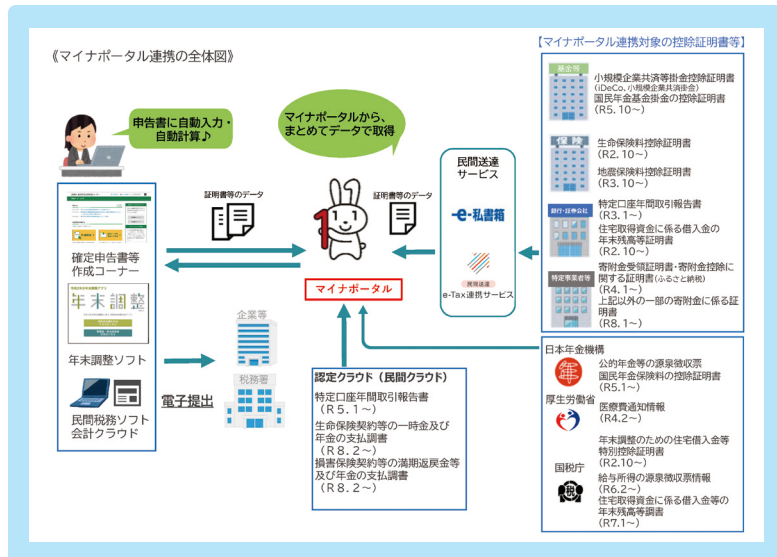


デジタル推進・AI活用に関する取組み

システムのモダナイゼーション

■生命保険料控除証明書のマイナポータル連携

当社は、事業成長と業務効率化を両立させるため、お客さま・保険代理店・当社社員が利用するシステムを中心に、システムのモダナイゼーションを進めています。そして、システムのモダナイゼーションによる第1弾のお客さま向けサービスとして、「生命保険料控除証明書のマイナポータル連携」を2025年10月から提供しています。ご契約者さまは、年末調整手続きや所得税確定申告手続きにおいて、マイナポータルを利用して保険料控除申告書や確定申告書に控除額を自動入力することが可能となりました。



サービス提供のご要望を多くいただき、お客さまの声にお応えするために取り組んできました。今後も生命保険料控除証明書サービス全般の改善に継続的に取り組んでまいります。



ビジネスデザイン部
オペレーション企画課
アシスタントマネージャー
廣川 将義

※国税庁Webサイト (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>) より抜粋

ご利用はこちらから

第一ネオ生命 マイナポータル連携

検索

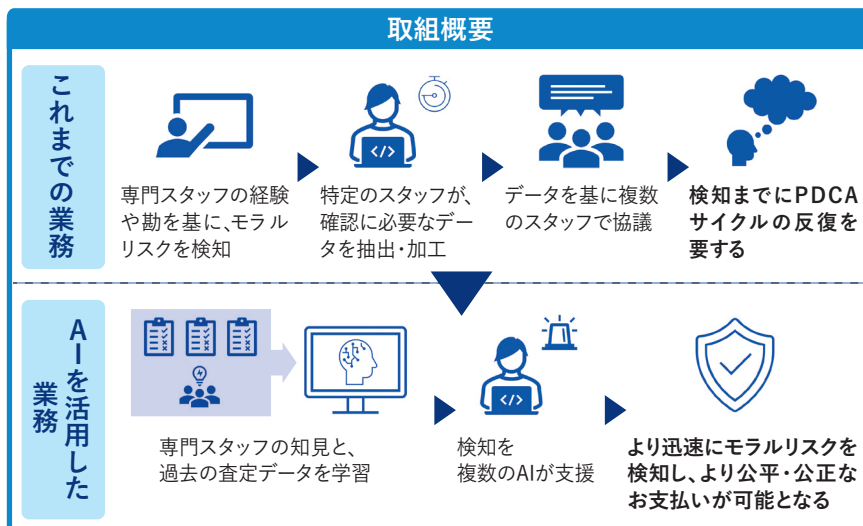
https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RHA0518000



公平・公正で迅速なお支払いに向けて

■AIを活用した給付金不正請求検知

過去の給付金請求データについて、複数のAIモデルを組み合わせる手法（アンサンブル学習）を採用してモラルリスクを検知し、専門スタッフによる対応要否判断までの時間を短縮するとともに、お支払い判断全体の早期化を実現します。



着目すべき請求を迅速に特定でき、よりの確でスピーディーな判断が可能となるため、正当な請求に対する迅速なお支払いにもつながっています。今後も、データとテクノロジーを活用し、お客さまに安心をお届けします。



お客さまサービス部
支払サービス課
マネジャー
宇宿 武史



サステナビリティの推進

Daiichi Lifeグループのサステナビリティの考え方

Daiichi Lifeグループでは、「共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ」をパーパスに掲げています。当社グループのサステナビリティとは、持続可能な環境・社会のなかで現世代・将来世代のあらゆる人びとのWell-being(幸せ)が実現することです。当社グループが優先的に取り組んでいく重要課題を「コア・マテリアリティ」とし、それに基づき、事業を通じた社会価値と経済価値創造に取り組むことで、現世代・将来世代のWell-beingの実現に貢献し、サステナブルな社会の実現と社会からの信頼・お客さまとの共感を通じた当社事業のサステナブルな成長を目指します。

事業会社としての主な取り組み

サステナブルな社会の実現と当社事業のサステナブルな成長を目指し、事業活動、社会貢献活動、環境対策に取り組んでいます。

▶Well-being(幸せ)の向上への貢献

お客さまの小さな人生不安やお困りごとを解消するための、保険商品や各種サービスの提供を通じ、Well-being(幸せ)の向上への貢献に取り組んでいます。※商品はP7、サービスはP11をご参照ください。

▶社会貢献活動

障がい者の自立支援

福祉作業所「のぞみ園」さまと協力して、障がい者による手作り商品の出張販売を継続的に実施し、障がい者の自立を支援しています。

被災地域復興支援団体への寄付

社員から書籍などを提供してもらい、得た売却金を能登半島地震被災地域復興支援団体へ寄付しました。

▶環境対策

電力使用量、CO₂排出量(スコープ1、2およびスコープ3)に目標を設定し、削減に向け取り組んでいます。

機関投資家としての主なサステナビリティの取り組み

当社は、資産運用分野において、下記に掲げるサステナブル投資の取り組みを推進することを通じて、中長期的な投資リターンの獲得と社会課題解決への貢献を目指しています。



▶サステナブル投資

・調達金額がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」については、2017年度から投資を開始し、2025年度末までの累計投資金額は、169億円(62銘柄)となりました。

▶投資プロセスへのサステナビリティ要素の組み込み

・当社ではクレジットのリサーチにおいて、企業の定量的な財務情報に加え、社会的課題解決に資する製品・サービスの競争力等の非財務情報(サステナビリティ要素)を体系的に組み込んでいます。
・生命保険事業の特性や社会の持続可能性の観点から、特定の兵器製造関連の分野については、投融資禁止としています(ネガティブスクリーニングの実施)。

▶サステナビリティに関する対話の推進

・当社は第一生命との協働エンゲージメント活動を通じ、投資先企業の財務戦略、健全性、サステナビリティに関する取り組みについて対話を行うことで、企業価値向上を通じた中長期的な投資リターンの獲得と社会課題解決への貢献を目指しています。

▶運用ポートフォリオのカーボンインテンシティ改善に向けた取り組み

・当社では運用ポートフォリオのカーボンインテンシティ(保有1単位当たりのGHG(温室効果ガス)排出量)を定期的にモニタリングしており、同数値の改善に努めています。

保険のキャッシュフロー特性や経済価値ベースの金利リスクを踏まえた運用を実施しています。2025年度は日銀の利上げ局面を捉え、無担保コール運用で約1.3億円の利息収入を獲得しました。今後もサステナビリティの取り組みと安定的な運用収益確保の両立に努めてまいります。



企画総務部 資産運用課
アシスタントマネジャー
吉田 龍也

第一ネオ生命 アニュアルレポート 2026
2025年4月1日～2026年3月31日

経営・業績に関する諸資料

経営・業績に関する諸資料 目次

I.会社の概況及び組織	21	(5) 外国証券の種類別差異調整に関する事項	42
1. 沿革	21	(6) 保険負債の商品別差異調整に関する事項	42
2. 経営の組織	22	(7) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び 所要資本の額の感応度分析に関する事項	42
3. 店舗	22	(8) 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に 関する事項	42
4. 資本金の推移	23	(9) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提 及び手法に関する事項	42
5. 株式の総数	23	(10) ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る 手続及び体制の概要	42
6. 株式の状況	23	8. 有価証券等の時価情報（会社計）	43
(1) 発行済株式の種類等	23	(1) 有価証券の時価情報	43
(2) 大株主	23	(2) 金銭の信託の時価情報	44
7. 主要株主の状況	23	(3) デリバティブ取引の時価情報	44
8. 取締役・監査役・執行役員	24	9. 経常利益等の明細（基礎利益）	45
9. 会計監査人の名称	24	10. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	46
10. 従業員の在籍・採用状況	25	11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 について金融商品取引法に基づく公認会計士または 監査法人の監査証明	46
11. 平均給与（内勤職員）	25	12. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監 査の有効性について	46
12. 平均給与（営業職員）	25	13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたっ て事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じ させるような事象又は状況その他保険会社の経営に 重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その 旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及 び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改 善するための対応策の具体的内容	46
II.保険会社の主要な業務の内容	25	VI.業務の状況を示す指標等	47
1. 主要な業務の内容	25	1. 主要な業務の状況を示す指標等	47
2. 経営方針	25	(1) 決算業績の概況	47
III.直近事業年度における事業の概況	26	(2) 保有契約高及び新契約高	47
1. 直近事業年度における事業の概況	26	(3) 個人保険及び個人年金保険の年換算保険料 （保険種別、通貨別）	48
2. 契約者懇談会開催の概況	26	(4) 契約者配当の状況	49
3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、 及び苦情からの改善事例	26	2. 保険契約に関する指標等	50
4. 契約者に対する情報提供の実態	26	(1) 保有契約増加率	50
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	26	(2) 解約・失効率（対年度始）	50
6. 代理店教育・研修の概略	27	(3) 死亡率（個人保険主契約）	50
7. 新規開発商品の状況	27	(4) 保険契約を再保険に付した場合における、再保 険を引き受けた主要な保険会社等の数	50
8. 保険商品一覧	27	(5) 保険契約を再保険に付した場合における、再保 険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険 料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の 割合	50
9. 情報システムに関する状況	27	(6) 保険契約を再保険に付した場合における、再保 険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関に よる格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割 合	51
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	27		
IV.直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	28		
V.財産の状況	29		
1. 貸借対照表	29		
2. 損益計算書	35		
3. キャッシュ・フロー計算書	38		
4. 株主資本等変動計算書	40		
5. 保険業法に基づく債権の状況	41		
6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	42		
7. 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	42		
(1) 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン 比率並びに適格資本の額及び所要資本の額	42		
(2) 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に 関する事項	42		
(3) 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に 関する事項	42		
(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項	42		

経営・業績に関する諸資料 目次

(7) 未だ収受していない再保険金の額	51
(8) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごと の、発生保険金額の経過保険料に対する割合	51
3. 経理に関する指標等	52
(1) 支払備金明細表	52
(2) 責任準備金明細表	52
(3) 責任準備金残高の内訳	52
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立 方式、積立率、残高（契約年度別、通貨別）	53
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等 の額を最低保証している保険契約に係る一般勘 定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の 基礎となる係数	53
(6) 第三分野に係る責任準備金の積立てについて （法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三 分野保険に係るものに限る。）の合理性および 妥当性）	53
(7) 契約者配当準備金明細表	53
(8) 引当金明細表	54
(9) 特定海外債権引当勘定の状況	54
(10) 保険料明細表	54
(11) 保険金明細表	54
(12) 年金明細表	54
(13) 給付金明細表	54
(14) 解約返戻金明細表	55
(15) 減価償却費明細表	55
(16) 事業費明細表	55
(17) 借入金残存期間別残高	55
4. 資産運用に関する指標等	56
(1) 資産運用の概況	56
(2) 運用利回り	58
(3) 主要資産の平均残高	59
(4) 資産運用収益明細表	59
(5) 資産運用費用明細表	59
(6) 利息及び配当金等収入明細表	60
(7) 有価証券売却益明細表	60
(8) 有価証券売却損明細表	60
(9) 有価証券評価損明細表	60
(10) 商品有価証券明細表	60
(11) 商品有価証券売買高	60
(12) 有価証券残存期間別残高及びその合計額	61
(13) 業種別株式保有明細表	61
(14) 貸付金明細表	61
(15) 貸付金残存期間別残高	62
(16) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	62
(17) 貸付金業種別内訳	62
(18) 貸付金担保別内訳	62
(19) 有形固定資産明細表	62
(20) 固定資産等処分益明細表	62

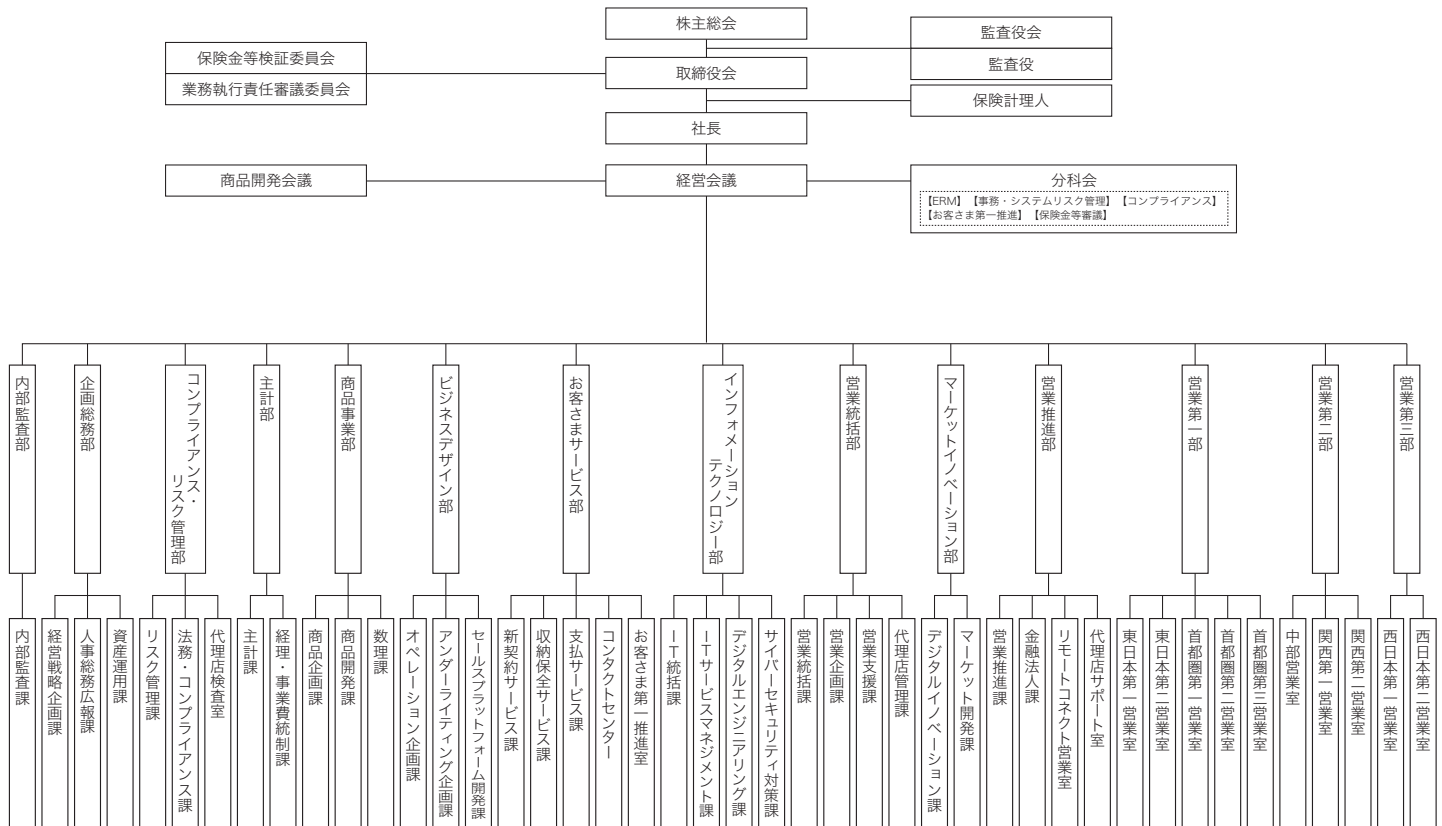
(21) 固定資産等処分損明細表	63
(22) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	63
(23) 海外投融資の状況	64
(24) 海外投融資利回り	64
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	65
(1) 有価証券の時価情報	65
(2) 金銭の信託の時価情報	65
(3) デリバティブ取引の時価情報	65
VII. 保険会社の運営	66
1. コーポレートガバナンス体制	66
2. 内部統制体制	67
3. リスク管理	67
4. リスク種類別の管理	69
5. コンプライアンス（法令等遵守）	71
6. 情報資産保護	73
7. 内部監査体制	75
8. 反社会的勢力への対応	75
VIII. 特別勘定に関する指標等	76
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	76

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

1999年 4月	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：東京都中野区中野）
1999年 5月	金融再生委員会の事業免許を取得 営業開始
2001年 3月	資本金を80億円に増額
2002年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
2007年11月	資本金を97.5億円に増額
2008年 9月	資本金を101億円に増額
2009年 3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2014年 8月	第一生命保険株式会社の100%子会社となる
2014年11月	ネオファースト生命保険株式会社に社名変更 本社を東京都品川区大崎へ移転
2015年 6月	関西オフィスを大阪府大阪市に開設
2015年 8月	資本金を251億円に増額
2015年 8月	第一生命グループとなって初となる商品を発売
2015年11月	西日本オフィスを福岡県福岡市に開設
2016年10月	第一生命グループの持株会社体制移行により第一生命ホールディングス株式会社の100%子会社となる
2017年 5月	資本金を275億円に増額
2017年 8月	中部オフィスを愛知県名古屋市の開設
2018年 6月	資本金を325億円に増額
2020年 4月	資本金を425億円に増額
2020年 9月	資本金を475億円に増額
2023年 9月	札幌オフィスを北海道札幌市の開設 仙台オフィスを宮城県仙台市の開設 大宮オフィスを埼玉県さいたま市の開設
2026年 4月	第一ネオ生命保険株式会社に社名変更

2. 経営の組織（2026年7月1日現在）



3. 店舗（2026年7月1日現在）

本社	〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
営業第一部 東日本第一営業室(札幌)	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西1-1-2 SE札幌ビル
東日本第一営業室(仙台)	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-2-16 仙台中央第一生命ビルディング
東日本第二営業室	〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-81 いちご大宮ビル
営業第二部 中部営業室	〒461-0005 愛知県名古屋市中区東桜1-3-10 東桜第一ビル
関西第一営業室 関西第二営業室	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル
営業第三部 西日本第一営業室 西日本第二営業室	〒812-0039 福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビルディング

4. 資本金の推移（2026年7月1日現在）

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1999年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
2001年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
2007年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
2008年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ
2015年 8月 5日	30,000百万円	25,100百万円	増資額のうち15,000百万円を資本準備金に組み入れ
2017年 5月31日	4,999百万円	27,599百万円	増資額のうち2,499百万円を資本準備金に組み入れ
2018年 6月29日	9,999百万円	32,599百万円	増資額のうち4,999百万円を資本準備金に組み入れ
2020年 4月27日	20,000百万円	42,599百万円	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組み入れ
2020年 9月11日	10,000百万円	47,599百万円	増資額のうち5,000百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数（2026年7月1日現在）

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	4,149千株
株主数	1名

6. 株式の状況（2026年7月1日現在）

(1) 発行済株式の種類等

	種 類	発 行 数	内 容
発行済株式	普通株式	4,149千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
株式会社第一ライフグループ	4,149千株	100.0%	一千株	—%

(注)当社の株主は上記1株主です。

7. 主要株主の状況（2026年7月1日現在）

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社 第一ライフグループ	東京都千代田区 有楽町1-13-1	344,702百万円	グループ会社の 経営管理等	1902年9月15日	100.0%

8. 取締役・監査役・執行役員（2026年7月1日現在）

男性19名、女性2名（取締役・監査役・執行役員のうち女性の比率9.5%）

役 職 名	氏 名	管 掌・担 当 業 務
取 締 役 会 長 （ 非 常 勤 ）	たかはし ひろのり 高橋 宏典	
代 表 取 締 役 社 長	こんどう りょうすけ 近藤 良祐	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	おおつき しんじろう 大槻 慎次郎	【担当】営業統括部、営業推進部
取 締 役 常 務 執 行 役 員	こもだ ゆう 薦田 優	【担当】企画総務部 Chief Financial Officer
取 締 役 （ 非 常 勤 ）	にしむら たいすけ 西村 泰介	
社 外 取 締 役	むらばやし さとし 村林 聡	
社 外 取 締 役	わたなべ たかひこ 渡邊 隆彦	
常 勤 監 査 役	さいとう きょういち 齊藤 京一	
常 勤 監 査 役	はらだ きみひさ 原田 貴巳久	
社 外 監 査 役	いしかわ まさとし 石川 正敏	
社 外 監 査 役	さくらだ かづら 桜田 桂	
常 務 執 行 役 員	いこま たかひろ 生駒 隆広	【担当】主計部
常 務 執 行 役 員	たぐち ひでき 田口 秀貴	【担当】営業第二部、営業第三部
常 務 執 行 役 員	とみどころ さちこ 富所 幸子	【担当】商品事業部
常 務 執 行 役 員	はぎわら たかし 萩原 孝	【管掌】ビジネスデザイン部 【担当】お客さまサービス部
常 務 執 行 役 員	まえどまり けい 前泊 圭	【担当】営業第一部
常 務 執 行 役 員	らじゃん なんだ ラジャン ナンダ	【担当】インフォメーションテクノロジー部 Chief Information Officer
執 行 役 員	かねむら よしまさ 金村 聖正	【担当】マーケットイノベーション部
執 行 役 員	はらだ ようすけ 原田 洋輔	【担当】コンプライアンス・リスク管理部 Chief Compliance Officer
執 行 役 員	ましこ あきのり 益子 明紀	【担当】ビジネスデザイン部
執 行 役 員	にしかわ ゆりえ 西川 友利恵	【担当】内部監査部

9. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		2025年度末	
	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	平均年齢	平均勤務年数
内勤職員	528名	552名	98名	81名	41.2	3.9
(男 子)	241	248	40	40	41.9	3.9
(女 子)	287	304	58	41	40.6	4.0
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注) 従業員には使用人兼務取締役、休職者等を含んでいません。

11. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	2025年3月	2026年3月
内勤職員	544	562

(注) 平均給与月額とは2026年3月中の税込定例給与月額であり、賞与、時間外手当は含んでおりません。

12. 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
2. 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

2. 経営方針

当社は、Daiichi Lifeグループの一員として、グループの方針を踏襲しつつ、次のとおり経営基本方針を掲げます。

1. 新たなお客さま満足の創造

お客さまを取り巻く様々な環境やライフスタイルの変化に対応するだけでなく、それにとまなうニーズを先取りし、わかりやすさと利便性、迅速さと正確さを追求した新しい商品やサービスの提供に努め、今までにない新たなお客さま満足を創造します。

2. 社会からの信頼と敬愛の確保

高い倫理観と人を尊重する姿勢を持ち、あらゆる企業活動において社会適合性を重視し、社会から信頼され、敬愛される会社となります。

3. 成長力のある企業価値の追求

常に挑戦と変革を図るとともに、業務のローコストオペレーションと効率化に取り組み、成長に資する事業運営に努めることで、企業価値を高めます。

4. 自律した個の尊重と組織力の最大化

多様な人財の個性を尊重するとともに、一人ひとりが自律し、自ら考え、行動することを目指します。また、会社全体がひとつになって、最大の価値の創出に努めます。これらの実践により従業員一人ひとりの満足度と生きがいの向上を目指します。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

当社では、「"生命保険から人生保険へ" 小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。」をビジョンとして掲げ、お客さまファーストの視点で経営を推進しています。2030年に目指す経営目標として、「保有契約件数2倍水準」「ユニットコスト半減」「企業価値2倍水準」（いずれも対2023年度比）を掲げ、営業生産性向上や事業費効率等の改善に向けた取組みを推進しました。一方、2024年8月に判明した保険代理店出向社員によるお客さまの保険契約情報等の漏えい事案を受け、組織カルチャー刷新および内部管理体制強化を経営最優先課題として位置づけ、再発防止策の実施および実効性確保にむけた取組みを推進しました。

商品面では、2025年10月にがん保険「ネオdeがんちりょう」を改定し、がんの治療を目的として自由診療等による所定の治療を受けたときに給付金をお支払いする「がん自由診療特約」や、入院日数に応じてがん入院給付金をお支払いする「がん入院特約」を新設しました。加えて、ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料の払込を不要とする仕組みを導入しました。

サービス面では、お客さまの利便性向上を目的として、申込時の告知と同時に医学的査定結果が即時にわかる「デジタル告知」サービスの対象商品に、2026年3月より「ネオdeいりょう 健康プロモート」を追加しました。また、ご契約者さまの手続き簡便化を目的に、マイナポータルを利用して控除証明書データを一括取得し、保険料控除申告書や確定申告書に自動入力することを可能とする「マイナポータル連携サービス」の提供を2025年10月から開始しました。

代理店を通じてより多くのお客さまへ当社商品・サービスをお届けできるよう、大手代理店には対面・非対面ハイブリッド型営業、中小地場代理店には対面営業強化を推進する等、代理店特性に応じた営業推進に取り組みました。また、CRMを活用したデータドリブン営業への変革を推進するとともに、リモート営業機能とインバウンドによる代理店サポート機能の集約による営業推進体制の再構築を実施しました。さらに、販売チャネルの複線化にも取り組み、ダイレクト販売の強化や、異業種パートナーとの協業を通じた新たなお客さまとのタッチポイント創出に取り組みました。

お客さま手続き・対応等のデジタル化をさらに進めるとともに、当事業の持続的な成長を実現するための競争力の確保を目的に、部門横断的な体制のもと、お客さま接点業務および代理店接点業務を中心に業務プロセスの見直しを実施しました。また、レガシー化によって開発コスト・スピード感到課題がある当社システムについて、システム構造を抜本的に見直すシステムモダン化に取り組みました。さらに、生成AIの活用による業務効率化やリスク管理高度化にも取り組み、保険事務業務における生成AIのトライアル利用や、AIを活用したモラルリスク検知の仕組みを導入しました。

2. 契約者懇談会開催の概況

2025年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P.14をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

P.10をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.7およびP.10をご覧ください。

6. 代理店教育・研修の概略

当社では、営業パートナーである代理店の募集人がお客さまへ最適な提案ができるよう営業担当者が代理店を訪問し、日常的な情報提供や研修にて代理店をサポートしています。また、必要に応じてリモートでの研修も積極的に実施しています。

営業担当者による研修は、商品知識に限らずお客さまに提案する際の注意点やコンプライアンスに関する注意点なども含んでおり、募集人がお客さまへ最適な提案ができるようフォローアップしています。

営業担当者による
継続的なサポート

・商品知識研修
・コンプライアンス研修

・販売手法研修
・販売事務、アフターサービス知識研修など

7. 新規開発商品の状況

P.8をご覧ください。

8. 保険商品一覧

P.7をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

P.74をご覧ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.17をご覧ください。

Ⅳ.直近 5 事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益		191,801	264,470	302,741	147,302	162,921
経常利益（△は経常損失）		△8,094	24,730	△1,269	△8,317	△9,034
基 礎 利 益		△7,940	△9,691	△965	△5,296	△7,001
当期純利益（△は当期純損失）		△6,868	24,724	△1,105	△6,319	△6,666
資本金の額及び発行済株式の総数		47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株
総 資 産		415,192	410,304	342,602	349,564	360,306
うち特別勘定資産		—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高		392,857	361,306	268,325	282,906	307,590
貸 付 金 残 高		1,797	1,956	1,657	1,805	1,679
有 価 証 券 残 高		82,304	100,589	111,078	187,778	196,252
ソルベンシー・ マージン比率	新 基 準	—	—	—	—	—
	旧 基 準	1,111.8%	4,329.0%	2,958.5%	2,081.5%	—
従 業 員 数		326名	340名	501名	528名	552名
保 有 契 約 高		1,630,116	1,783,639	1,901,273	1,989,958	2,069,929
個人 保 険		1,629,767	1,783,174	1,900,537	1,988,998	2,068,723
個人 年 金 保 険		349	464	735	959	1,206
団 体 保 険		—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険 保 有 契 約 高		—	—	—	—	—

- (注) 1.ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2021～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出されています。
- 2.2025年度のソルベンシー・マージン比率は、開示基準改定に伴う経過措置の適用により記載していません。なお、2026年10月公表予定の追補版において開示する予定です。
- 3.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始後契約の責任準備金の金額です。

●経常収益

経常収益とは、主に保険料等収入や、利息・配当金等の資産運用によって得られる収益です。2025年度の経常収益は162,921百万円となりました。

●基礎利益 ●経常利益（損失）

基礎利益（2025年度△7,001百万円）とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益（損失）（2025年度9,034百万円の経常損失）となります。ここでいう保険本業とは、お客さまより収納した保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

V.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度末 〔2025年 3月31日現在〕	2025年度末 〔2026年 3月31日現在〕	科 目	2024年度末 〔2025年 3月31日現在〕	2025年度末 〔2026年 3月31日現在〕
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 及 び 預 貯 金	90,388	51,935	保 険 契 約 準 備 金	310,304	327,338
預 貯 金	90,388	51,935	支 払 備 金	27,397	19,748
コ ー ル ロ ー ン	—	26,000	責 任 準 備 金	282,906	307,590
有 価 証 券	187,778	196,252	再 保 險 借	3,709	3,540
国 債	45,835	54,576	そ の 他 負 債	6,048	6,689
社 債	137,645	137,478	未 払 法 人 税 等	25	26
外 国 証 券	4,297	4,197	未 払 金	1,386	1,556
貸 付 金	1,805	1,679	未 払 費 用	4,605	5,054
保 険 約 款 貸 付	1,805	1,679	預 り 金	0	0
有 形 固 定 資 産	305	271	仮 受 金	30	51
建 物	191	180	価 格 変 動 準 備 金	17	21
その他の有形固定資産	113	91	負 債 の 部 合 計	320,079	337,590
無 形 固 定 資 産	11,173	11,735	(純資産の部)		
ソ フ ト ウ ェ ア	11,169	11,732	資 本 金	47,599	47,599
その他の無形固定資産	4	3	資 本 剰 余 金	39,599	39,599
再 保 險 貸	42,750	54,407	資 本 準 備 金	39,599	39,599
そ の 他 資 産	13,157	15,096	利 益 剰 余 金	△57,650	△64,316
未 収 金	9,907	10,989	そ の 他 利 益 剰 余 金	△57,650	△64,316
前 払 費 用	2,424	3,238	繰 越 利 益 剰 余 金	△57,650	△64,316
未 収 収 益	234	282	株 主 資 本 合 計	29,547	22,881
預 託 金	327	330	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△63	△164
仮 払 金	0	4	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△63	△164
そ の 他 の 資 産	261	250	純 資 産 の 部 合 計	29,484	22,716
繰 延 税 金 資 産	2,209	2,935	負債及び純資産の部合計		
貸 倒 引 当 金	△4	△8		349,564	360,306
資 産 の 部 合 計	349,564	360,306			

(貸借対照表の注記)

2024年度	2025年度
1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。 ① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法（ただし、建物については定額法）によっております。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。 ③ 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。	2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。 ① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法（ただし、建物については定額法）によっております。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。 ③ 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。	3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。
4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。	5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。
6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2024年度	2025年度
なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。	なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 （計算方法の概要） IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。	7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 （計算方法の概要） IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
8 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。 ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正 （1）概要 国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。 （2）適用予定日 2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。 （3）当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。	8 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。 ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正 （1）概要 国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。 （2）適用予定日 2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。 （3）当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

2024年度		2025年度																																																	
9	金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。 （１）金融商品の状況に関する事項 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（V a R）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。 （２）金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。	9	金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。 （１）金融商品の状況に関する事項 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（V a R）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。 （２）金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。																																																
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額(百万円)</th><th>時価(百万円)</th><th>差額(百万円)</th></tr><tr><td>①有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> a満期保有目的の債券</td><td>177,821</td><td>167,969</td><td>△9,852</td></tr><tr><td> bその他有価証券</td><td>9,956</td><td>9,956</td><td>—</td></tr><tr><td>②貸付金</td><td>1,805</td><td>1,805</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>189,583</td><td>179,731</td><td>△9,852</td></tr></table>			貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	①有価証券				a満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852	bその他有価証券	9,956	9,956	—	②貸付金	1,805	1,805	—	資産計	189,583	179,731	△9,852	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額(百万円)</th><th>時価(百万円)</th><th>差額(百万円)</th></tr><tr><td>①有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> a満期保有目的の債券</td><td>177,642</td><td>163,728</td><td>△13,913</td></tr><tr><td> bその他有価証券</td><td>18,610</td><td>18,610</td><td>—</td></tr><tr><td>②貸付金</td><td>1,679</td><td>1,679</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>197,932</td><td>184,018</td><td>△13,913</td></tr></table>			貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	①有価証券				a満期保有目的の債券	177,642	163,728	△13,913	bその他有価証券	18,610	18,610	—	②貸付金	1,679	1,679	—	資産計	197,932	184,018	△13,913
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)																																																
①有価証券																																																			
a満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852																																																
bその他有価証券	9,956	9,956	—																																																
②貸付金	1,805	1,805	—																																																
資産計	189,583	179,731	△9,852																																																
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)																																																
①有価証券																																																			
a満期保有目的の債券	177,642	163,728	△13,913																																																
bその他有価証券	18,610	18,610	—																																																
②貸付金	1,679	1,679	—																																																
資産計	197,932	184,018	△13,913																																																
（※）預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。 （３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。 レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 レベル３の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。		（※）預貯金及びコールローンは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。 （３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。 レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 レベル３の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。																																																	

2024年度					2025年度				
① 時価で貸借対照表に計上している金融商品					① 時価で貸借対照表に計上している金融商品				
区分	時価（百万円）				区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他有価証券					有価証券 その他有価証券				
国債	9,860	—	—	9,860	国債	18,513	—	—	18,513
外国公社債	—	96	—	96	外国公社債	—	97	—	97
資産計	9,860	96	—	9,956	資産計	18,513	97	—	18,610
② 時価で貸借対照表に計上している金融商品 以外の金融商品					② 時価で貸借対照表に計上している金融商品 以外の金融商品				
区分	時価（百万円）				区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 満期保有目的の債券					有価証券 満期保有目的の債券				
国債	34,507	—	—	34,507	国債	33,715	—	—	33,715
社債	—	129,323	—	129,323	社債	—	125,971	—	125,971
外国公社債	—	4,138	—	4,138	外国公社債	—	4,041	—	4,041
貸付金	—	—	1,805	1,805	貸付金	—	—	1,679	1,679
資産計	34,507	133,461	1,805	169,774	資産計	33,715	130,013	1,679	165,408
(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定 に係るインプットの説明					(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定 に係るインプットの説明				
ア. 有価証券 有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。 イ. 貸付金 貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。					ア. 有価証券 有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。 イ. 貸付金 貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。				
10	債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。				10	債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。			
11	有形固定資産の減価償却累計額は351百万円であります。				11	有形固定資産の減価償却累計額は367百万円であります。			
12	関係会社に対する金銭債権の総額は10百万円であります。				12	関係会社に対する金銭債権の総額は1,753百万円、金銭債務の総額は10百万円であります。			
13	繰延税金資産の総額は、14,181百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,971百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金1,912百万円、繰延資産200百万円、譲渡損益調整勘定174百万円、減価償却超過額116百万円、繰越欠損金11,589百万円であります。				13	繰延税金資産の総額は、15,062百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、12,126百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金2,602百万円、繰延資産283百万円、繰越欠損金11,753百万円であります。			

2024年度	2025年度																																								
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は11,589百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は381百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因は、税込処理に伴う簿価修正益否認0百万円であります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。	繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は11,753百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は372百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因は、税込処理に伴う簿価修正益否認0百万円であります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。																																								
税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)	税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)																																								
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>税務上の繰越欠損金(※)</td><td>－</td><td>4,735</td><td>6,854</td><td>11,589</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>－</td><td>△4,735</td><td>△6,854</td><td>△11,589</td></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金(※)	－	4,735	6,854	11,589	評価性引当額	－	△4,735	△6,854	△11,589	繰延税金資産	－	－	－	－	<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>税務上の繰越欠損金(※)</td><td>－</td><td>9,088</td><td>2,665</td><td>11,753</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>－</td><td>△9,088</td><td>△2,665</td><td>△11,753</td></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金(※)	－	9,088	2,665	11,753	評価性引当額	－	△9,088	△2,665	△11,753	繰延税金資産	－	－	－	－
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計																																					
税務上の繰越欠損金(※)	－	4,735	6,854	11,589																																					
評価性引当額	－	△4,735	△6,854	△11,589																																					
繰延税金資産	－	－	－	－																																					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計																																					
税務上の繰越欠損金(※)	－	9,088	2,665	11,753																																					
評価性引当額	－	△9,088	△2,665	△11,753																																					
繰延税金資産	－	－	－	－																																					
(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。 当年度の法人税等の負担率は24.16％であり、法定実効税率28.00％との差異の主な内訳は、評価性引当額△3.93％であります。 当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。 「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が28.00％から、2026年4月1日以降に開始する事業年度に回収又は支払が見込まれる一時差異については28.93％に変更されております。この変更により、繰延税金資産は48百万円増加し、法人税等調整額は48百万円減少しております。	(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。 当年度の法人税等の負担率は26.53％であり、法定実効税率28.00％との差異の主な内訳は、評価性引当額△1.65％であります。 当社は、第一生命ホールディングス株式会社（現：株式会社第一ライフグループ）を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。																																								
14 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は43,688百万円であります。 15 1株当たりの純資産額は7,104円93銭であります。 16 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は45,442百万円であります。 17 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	14 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は47,990百万円であります。 15 1株当たりの純資産額は5,474円01銭であります。 16 契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約(保険業法施行規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く)に係る未償却出再手数料(受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう)の当事業年度末残高は57,459百万円であります。 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。 17 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。																																								

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕	2025年度 〔2025年4月 1日から 2026年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	147,302	162,921
保 険 料 等 収 入	144,167	152,686
保 険 料 入 金	101,758	105,241
再 保 険 収 入	42,408	47,444
資 産 運 用 収 益	1,035	1,423
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	1,035	1,423
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	994	1,245
貸 付 金 利 息	39	43
そ の 他 利 息 配 当 金	1	134
そ の 他 経 常 収 益	2,099	8,811
支 払 備 金 戻 入 額	1,005	7,649
そ の 他 の 経 常 収 益	1,093	1,162
経 常 費 用	155,619	171,956
保 険 金 等 支 払 金	100,052	101,680
保 険 金	2,074	2,328
年 金	609	774
給 付 金	14,146	15,829
解 約 返 戻 金	41,091	38,484
そ の 他 返 戻 金	2,066	1,903
再 保 険 料	40,064	42,360
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	14,581	24,684
責 任 準 備 金 繰 入 額	14,581	24,684
資 産 運 用 費 用	667	5
支 払 利 息	0	1
有 価 証 券 売 却 損	665	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1	4
そ の 他 運 用 費 用	0	—
事 業 費 用	36,259	41,063
そ の 他 経 常 費 用	4,058	4,522
税 金 費 用	548	647
減 価 償 却 費 用	3,509	3,869
そ の 他 の 経 常 費 用	0	5
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	△8,317	△9,034
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	15	38
固 定 資 産 等 処 分 損	13	34
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	2	3
税 引 前 当 期 純 利 益 (△ は 税 引 前 当 期 純 損 失)	△8,332	△9,073
法 人 税 及 び 住 民 税	△1,232	△1,717
法 人 税 等 調 整 額	△780	△689
法 人 税 等 合 計	△2,013	△2,406
当 期 純 利 益 (△ は 当 期 純 損 失)	△6,319	△6,666

(損益計算書の注記)

2024年度

- 1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 保険料
保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
 - (2) 再保険収入
再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。
また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
 - (3) 保険金等支払金（再保険料を除く）
保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金を繰り入れております。
 - (4) 再保険料
再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項に基づき不積立としております。
- 2 関係会社との取引による収益の総額は9百万円、費用の総額は57百万円、有価証券の譲渡高は927百万円であります。
- 3 有価証券売却損の内訳は、株式665百万円であります。
- 4 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は4,625百万円であります。
- 5 1株当たりの当期純損失の金額は1,522円87銭であります。
- 6 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額23,136百万円を含んでおります。
- 7 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額13,432百万円を含んでおります。

- 8 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	22,665	再保険貸	22,155
				再保険料	16,727	再保険借	3,236

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

- 9 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 保険料

保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

(2) 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。

また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

(3) 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払準備金を繰り入れております。

(4) 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項に基づき不積立てとしております。

2 関係会社との取引による収益の総額は9百万円、費用の総額は63百万円であります。

3 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は4,301百万円であります。

4 1株当たりの当期純損失の金額は1,606円39銭であります。

5 再保険収入には、貸借対照表の注記第16項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額28,323百万円を含んでおります。

6 再保険料には、貸借対照表の注記第16項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額16,306百万円を含んでおります。

7 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	28,117	再保険貸	37,091
				再保険料	19,117	再保険借	3,094

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

8 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕	2025年度 〔2025年4月 1日から 2026年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	△8,332	△9,073
減価償却費	3,509	3,869
支払備金の増減額（△は減少）	△1,005	△7,649
責任準備金の増減額（△は減少）	14,581	24,684
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1	4
価格変動準備金の増減額（△は減少）	2	3
利息及び配当金等収入	△1,035	△1,423
有価証券関係損益（△は益）	665	—
支払利息	0	1
有形固定資産関係損益（△は益）	13	15
再保険貸の増減額（△は増加）	△9,476	△11,656
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増減額（△は増加）	△300	△656
再保険借の増減額（△は減少）	△225	△168
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増減額（△は減少）	150	570
その他	—	19
小 計	△1,452	△1,460
利息及び配当金等の受取額	876	1,126
利息の支払額	△0	△1
法人税等の支払額または還付額（△は支払）	174	1,228
営業活動によるキャッシュ・フロー	△402	892
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△84,847	△13,191
有価証券の売却・償還による収入	7,629	4,800
貸付けによる支出	△1,115	△868
貸付金の回収による収入	407	277
資 産 運 用 活 動 計 （営業活動及び資産運用活動計）	△77,926 (△78,329)	△8,982 (△8,090)
有形固定資産の取得による支出	△25	△18
無形固定資産の取得による支出	△4,013	△4,343
投資活動によるキャッシュ・フロー	△81,965	△13,345
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△82,367	△12,452
現金及び現金同等物期首残高	172,756	90,388
現金及び現金同等物期末残高	90,388	77,935

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

2024年度	2025年度										
1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。										
2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。 <table data-bbox="172 504 683 571"> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>90,388 (百万円)</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>90,388 (百万円)</td></tr> </table>	現金及び預貯金	90,388 (百万円)	現金及び現金同等物	90,388 (百万円)	2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。 <table data-bbox="826 504 1337 571"> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>51,935 (百万円)</td></tr> <tr> <td>コールローン</td><td>26,000 (百万円)</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>77,935 (百万円)</td></tr> </table>	現金及び預貯金	51,935 (百万円)	コールローン	26,000 (百万円)	現金及び現金同等物	77,935 (百万円)
現金及び預貯金	90,388 (百万円)										
現金及び現金同等物	90,388 (百万円)										
現金及び預貯金	51,935 (百万円)										
コールローン	26,000 (百万円)										
現金及び現金同等物	77,935 (百万円)										
3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。										

4. 株主資本等変動計算書

2024年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	47,599	39,599	△51,330	35,867
当期変動額				
当期純利益 (△は当期純損失)			△6,319	△6,319
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△6,319	△6,319
当期末残高	47,599	39,599	△57,650	29,547

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△107	△107	35,760
当期変動額			
当期純利益 (△は当期純損失)			△6,319
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	44	44	44
当期変動額合計	44	44	△6,275
当期末残高	△63	△63	29,484

2025年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	47,599	39,599	△57,650	29,547
当期変動額				
当期純利益 (△は当期純損失)			△6,666	△6,666
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△6,666	△6,666
当期末残高	47,599	39,599	△64,316	22,881

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△63	△63	29,484
当期変動額			
当期純利益 (△は当期純損失)			△6,666
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△101	△101	△101
当期変動額合計	△101	△101	△6,768
当期末残高	△164	△164	22,716

(株主資本等変動計算書の注記)

2024年度

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当金支払額
該当ありません。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当金支払額
該当ありません。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分		2024年度末	2025年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
小計 (対合計比)		— (—%)	— (—%)
正常債権		1,826	1,698
合計		1,826	1,698

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

※経済価値ベースのソルベンシー規制導入に伴う経過措置の適用により記載していません。
なお、2026年10月公表予定の追補版において開示する予定です。

8. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末					2025年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852	—	9,852	177,642	163,728	△13,913	—	13,913
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	10,041	9,956	△84	—	84	18,834	18,610	△224	—	224
公 社 債	9,941	9,860	△81	—	81	18,734	18,513	△221	—	221
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	—	3	100	97	△2	—	2
公 社 債	100	96	△3	—	3	100	97	△2	—	2
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	187,863	177,925	△9,937	—	9,937	196,477	182,338	△14,138	—	14,138
公 社 債	183,562	173,691	△9,871	—	9,871	192,277	178,200	△14,076	—	14,076
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	4,300	4,234	△66	—	66	4,199	4,138	△61	—	61
公 社 債	4,300	4,234	△66	—	66	4,199	4,138	△61	—	61
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	177,821	167,969	△9,852	177,642	163,728	△13,913
公 社 債	173,620	163,831	△9,789	173,542	159,687	△13,854
外 国 証 券	4,200	4,138	△62	4,099	4,041	△58
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	10,041	9,956	△84	18,834	18,610	△224
公 社 債	9,941	9,860	△81	18,734	18,513	△221
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	100	97	△2
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○市場価格のない株式等および組合等は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

9. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
基礎利益 A	△5,296	△7,001
キャピタル収益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	665	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	665	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	△665	—
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△5,961	△7,001
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	2,356	2,033
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	257	128
個別貸倒引当金繰入額	1	4
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	2,097	1,900
臨時損益 C	△2,356	△2,033
経常利益（損失） A + B + C	△8,317	△9,034

10. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

12. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の代表取締役社長は、当社が作成した2025年度決算期（2025年4月から2026年3月）に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において、適正に作成されていることを確認しています。また、当社が財務諸表の作成に当たり、その業務分担と責任所管が明確化されており、各責任所管において適切な業務態勢が整備されていること、当該財務諸表の作成に関する内部監査部門の監査において、業務プロセスの適切性について重要な指摘事項がないことを確認しています。

13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.5をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分		件数		金額	
			前年度末比		前年度末比
2024 年度末	個 人 保 険	1,056	118.5	19,889	104.7
	個人年金保険	0	133.3	9	130.5
	団 体 保 険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—
2025 年度末	個 人 保 険	1,248	118.2	20,687	104.0
	個人年金保険	0	121.2	12	125.7
	団 体 保 険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は、年金開始後契約の責任準備金です。

新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分		件数		金額			
			前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
2024 年度	個 人 保 険	220	107.5	3,263	97.8	3,263	—
	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
	団 体 保 険	—	—	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—	—	—
2025 年度	個 人 保 険	250	113.6	2,512	77.0	2,512	—
	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
	団 体 保 険	—	—	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(3) 個人保険及び個人年金保険の年換算保険料（保険種類別、通貨別）

保有契約年換算保険料

（単位：百万円）

区 分	2024年度末				2025年度末			
		平準払	一時払	その他		平準払	一時払	その他
合計	100,037	99,073	—	963	104,921	103,802	—	1,119
第一分野（除く個人年金）	44,602	44,343	—	259	41,731	41,493	—	237
終身保険（定額）	901	650	—	250	890	663	—	227
利率変動型終身保険	—	—	—	—	—	—	—	—
養老保険（定額）	—	—	—	—	—	—	—	—
定期保険	43,701	43,693	—	8	40,840	40,830	—	10
こども保険・学資保険	—	—	—	—	—	—	—	—
変額保険	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の個人保険	—	—	—	—	—	—	—	—
第三分野	55,370	54,730	—	640	63,101	62,308	—	793
医療保険	35,524	35,086	—	437	37,060	36,539	—	520
介護保険	556	555	—	—	710	709	—	0
就業不能保険	46	46	—	—	42	42	—	0
がん保険	9,154	9,088	—	66	13,851	13,761	—	90
その他の個人保険	10,088	9,952	—	135	11,436	11,255	—	181
うち保険期間が終身のもの	46,312	45,687	—	624	52,611	51,837	—	773
個人年金	64	—	—	64	88	—	—	88
個人年金（定額）	64	—	—	64	88	—	—	88
うちトンチン年金	—	—	—	—	—	—	—	—
個人年金（変額）	—	—	—	—	—	—	—	—
利率変動型個人年金	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約（現時点で年金開始している保有契約は除く。）の年換算保険料を計上し、「平準払」には現時点において、保険料を払込中の契約の年換算保険料を計上しています。「その他」には上記以外の契約（払済契約、年金開始後契約、保険料払込を免除された契約等）の年換算保険料を計上しています。
4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によるものです。

新契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分	2024年度			2025年度		
		平準払	一時払		平準払	一時払
合計	13,111	13,111	—	15,292	15,292	—
第一分野（除く個人年金）	2,924	2,924	—	3,562	3,562	—
終身保険（定額）	79	79	—	88	88	—
利率変動型終身保険	—	—	—	—	—	—
養老保険（定額）	—	—	—	—	—	—
定期保険	2,845	2,845	—	3,473	3,473	—
こども保険・学資保険	—	—	—	—	—	—
変額保険	—	—	—	—	—	—
その他の個人保険	—	—	—	—	—	—
第三分野	10,186	10,186	—	11,729	11,729	—
医療保険	4,362	4,362	—	4,018	4,018	—
介護保険	210	210	—	210	210	—
就業不能保険	—	—	—	—	—	—
がん保険	2,747	2,747	—	4,909	4,909	—
その他の個人保険	2,864	2,864	—	2,591	2,591	—
うち保険期間が終身のもの	8,441	8,441	—	9,455	9,455	—
個人年金	—	—	—	—	—	—
個人年金（定額）	—	—	—	—	—	—
うちトンチン年金	—	—	—	—	—	—
個人年金（変額）	—	—	—	—	—	—
利率変動型個人年金	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約の年換算保険料を計上し、「平準払」には、左記以外の契約の年換算保険料を計上しています。
4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によるものです。

(4) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2024年度	2025年度
個 人 保 険	4.7%	4.0%
個 人 年 金 保 険	30.5%	25.7%
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 解約・失効率（対年度始）

区 分	2024年度	2025年度
個 人 保 険	11.4%	7.4%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注) 解約・失効率は、（解約＋失効－復活－減額－増額）÷ 年始保有で計算しています。

(3) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
2.53‰	2.44‰	1.57‰	1.49‰

(注) 1. 死亡率は、死亡 ÷ {（年始保有＋年末保有＋死亡）÷ 2} で計算しています。

2. 1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(4) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

（単位：社）

2024年度	2025年度
7 (1)	7 (1)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約を再保険に付した保険会社の数を記載しています。

(5) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2024年度	2025年度
100.0% (32.6 %)	100.0% (28.5%)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約に対する支払再保険料の割合を記載しています。

(6) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2024年度	2025年度
A+以上	94.2% (32.6%)	94.5% (28.5%)
A以上 A+未満	5.8% (0.0%)	5.5% (0.0%)

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務力格付に基づいています。なお、スタンダード&プアーズ社による保険財務力格付を取得していない場合は、Fitch社の保険会社財務格付に基づき記載しています。

2. () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約に対する支払再保険料の割合を記載しています。

(7) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2024年度	2025年度
1,834 (1,668)	1,782 (1,599)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約について金額を記載しています。

(8) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2024年度	2025年度
第三分野発生率	29.2%	28.1%
医療（疾病）	35.8%	34.9%
がん	20.0%	20.0%
介護	35.9%	45.0%
その他	12.6%	13.2%

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\frac{\text{〔保険金・給付金等の支払額＋対応する支払備金繰入額＋保険金支払に係る事業費等〕}}{\text{〔（年度始保有契約年換算保険料＋年度末保有契約年換算保険料）／2〕}}$$

2. (注) 1の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

3. (注) 1の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	911	732
	災 害 保 険 金	16	37
	高 度 障 害 保 険 金	1	27
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	—	—
	小 計	928	796
年 金		1	1
給 付 金		2,643	2,869
解 約 返 戻 金		23,803	16,063
保 険 金 据 置 支 払 金		—	—
そ の 他 共 計		27,397	19,748

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	279,988	304,335
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	997	1,206
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計	280,985	305,541
	(一 般 勘 定)	280,985	305,541
	(特 別 勘 定)	—	—
	危 険 準 備 金	1,920	2,049
合 計		282,906	307,590
(一 般 勘 定)		282,906	307,590
(特 別 勘 定)		—	—

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2024年度末	255,408	25,577	—	1,920	282,906
2025年度末	280,796	24,745	—	2,049	307,590

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別、通貨別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2024年度	2025年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.8%	101.3%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別、通貨別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2015年度	823	1.00%
2016年度	1,970	1.00%
2017年度	26,589	0.25～1.00%
2018年度	161,948	0.25～1.00%
2019年度	8,034	0.25～1.00%
2020年度	11,223	0.25～1.00%
2021年度	27,209	0.25～1.00%
2022年度	20,392	0.25～1.00%
2023年度	18,796	0.25～1.00%
2024年度	14,862	0.25～1.00%
2025年度	13,691	0.25～1.00%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 自動更新タイプの保険については、更新年度を基準として記載しています。

4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によるものです。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）

第三分野保険は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、また、長寿化に伴う給付金等のお支払いの増加も想定される等、第三分野保険の発生率は変動しやすいという特性を有しています。このような第三分野保険の商品特性を踏まえ、当社では、確実な給付金等のお支払いのために、保険事故発生率の把握・分析をはじめとする保険引受リスク管理の取組みを行っています。

法令等に定める第三分野保険に係るストレステスト及び負債十分性テストについては、法令等に則り契約区分ごとに実績発生率に基づいて危険発生率を設定のうえ適切に実施しています。

その結果、ストレステストに基づく危険準備金を106百万円積み立てています。

なお、危険発生率の設定にあたっては、当社は第三分野保険に係るストレステストの対象となる商品の一部について、発売後十分な期間が経過しておらず、実績発生率の統計的な取扱いが困難であることから、法令等に則り予定発生率の算出に用いたデータを活用する等、保険数理上適切な手法を用いています。

また、保険業法第121条の定めに従い負債十分性テストを実施した結果、2025年度末において、追加責任準備金を4,063百万円積み立てています。

(7) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(8) 引当金明細表

(単位：百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	4	8	4
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
価格変動準備金		17	21	3

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(9) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
個人保険 (うち一時払)	101,758 —	105,241 —
個人年金保険 (うち一時払)	— —	— —
団体保険	—	—
団体年金保険	—	—
その他合計	101,758	105,241

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
死亡保険金	1,932	—	—	—	—	—	1,932	1,793
災害保険金	70	—	—	—	—	—	70	10
高度障害保険金	40	—	—	—	—	—	40	20
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	286	—	—	—	—	—	286	251
合 計	2,328	—	—	—	—	—	2,328	2,074

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
年 金	—	774	—	—	—	—	774	609

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
死亡給付金	65	—	—	—	—	—	65	59
入院給付金	7,563	—	—	—	—	—	7,563	6,981
手術給付金	4,236	—	—	—	—	—	4,236	4,140
障害給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
生存給付金	0	—	—	—	—	—	0	—
その他	3,962	—	—	—	—	—	3,962	2,965
合 計	15,829	—	—	—	—	—	15,829	14,146

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
解 約 払 戻 金	38,484	—	—	—	—	—	38,484	41,091

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	638	41	367	271	57.5
建 物	302	16	121	180	40.3
その他の有形固定資産	336	25	245	91	72.9
無 形 固 定 資 産	25,272	3,828	13,536	11,735	53.6
ソ フ ト ウ ェ ア	25,261	3,826	13,529	11,732	53.6
その他の無形固定資産	10	1	7	3	65.7
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	25,911	3,869	13,903	12,007	53.7

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
営 業 活 動 費	20,165	22,871
営 業 管 理 費	787	1,590
一 般 管 理 費	15,306	16,601
合 計	36,259	41,063

(注) 一般管理費について、生命保険契約者保護機構に対する負担金のうち保護資金負担金はありません。

(17) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2025年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2025年度の日本経済は、構造的な人手不足を背景とした高水準の賃上げが個人消費を下支えしたものの、物価高に伴う実質賃金の伸び悩みにより、緩やかな景気回復に留まりました。海外経済は、米国の関税政策による各国の経済への影響が限定的に留まり、インフレ率が沈静化傾向で推移する中、底堅い雇用・所得環境に支えられた米国がけん引し、堅調に推移しました。

こうした経済情勢の中で、運用環境は以下のとおりでした。

〈国内金利〉

10年国債利回りは、日本銀行による政策金利の引上げや、新政権における拡張的な財政政策への思惑から、2.3%台まで上昇しました。

10年国債利回り	年度始	1.485%	→	年度末	2.355%
----------	-----	--------	---	-----	--------

〈国内株式〉

日経平均株価は、米国の関税政策による各国の経済への影響に対する不透明感等から下落する局面もありましたが、好調な企業業績や生成AI関連需要の拡大及び新政権における積極的な財政政策への期待感の高まり等を背景に、史上最高値を更新しました。

日経平均株価	年度始	35,617円	→	年度末	51,063円
TOPIX	年度始	2,658ポイント	→	年度末	3,497ポイント

〈為替〉

円／ドルは、米国連邦準備理事会（F R B）による段階的な政策金利引下げ及び日本銀行の政策金利引上げにより、国内外の金利差は縮小したものの、依然として低位な国内の実質金利等が円安圧力となり、変動性を伴いながらも円安・ドル高となりました。

円／ユーロは、エネルギーや食料品価格の落ち着きによりインフレ率が沈静化する中で、欧州中央銀行（E C B）が政策金利の引下げを行い、国内外の金利差は縮小したものの、相対的に低位な国内の実質金利等が円安圧力となり、円安・ユーロ高となりました。

円／ドルレート	年度始	149.52円	→	年度末	159.88円
円／ユーロレート	年度始	162.08円	→	年度末	183.41円

ロ. 当社の運用方針

資産と負債の統合管理（A L M）の枠組みのもと、生命保険の負債特性を踏まえ、安全性や公共性に配慮しつつ、主に公社債などの確定利付資産で運用を行うことにより、安定的な運用収益の確保を目指しています。

ハ. 運用実績の概況

2025年度末における一般勘定資産残高は、360,306百万円となりました。運用資産残高には、預貯金51,935百万円、コールローン26,000百万円、公社債192,055百万円、外国証券4,197百万円が含まれます。

また、資産運用収益は1,423百万円、資産運用費用は5百万円となりました。

②ポートフォリオの推移
イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	90,388	25.9	77,935	21.6
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	187,778	53.7	196,252	54.5
公 社 債	183,480	52.5	192,055	53.3
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	4,297	1.2	4,197	1.2
公 社 債	4,297	1.2	4,197	1.2
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	1,805	0.5	1,679	0.5
保 険 約 款 貸 付	1,805	0.5	1,679	0.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	191	0.1	180	0.1
繰 延 税 金 資 産	2,209	0.6	2,935	0.8
そ の 他	67,195	19.2	81,331	22.6
貸 倒 引 当 金	△4	△0.0	△8	△0.0
合 計	349,564	100.0	360,306	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△82,367	△12,452
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	76,700	8,474
公 社 債	78,955	8,574
株 式	△1,453	—
外 国 証 券	△801	△100
公 社 債	△801	△100
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	147	△125
保 険 約 款 貸 付	147	△125
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△13	△11
繰 延 税 金 資 産	765	726
そ の 他	11,731	14,135
貸 倒 引 当 金	△1	△4
合 計	6,961	10,742
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	0.00	0.17
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	0.20	0.64
う ち 公 社 債	0.60	0.63
う ち 株 式	△47.82	—
う ち 外 国 証 券	0.86	0.92
貸 付 金	2.26	2.58
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.11	0.41
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	116,096	80,539
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	162,790	195,642
う ち 公 社 債	156,731	191,396
う ち 株 式	1,370	—
う ち 外 国 証 券	4,687	4,246
貸 付 金	1,765	1,668
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	200	186
一 般 勘 定 計	335,567	345,445
う ち 海 外 投 融 資	4,687	4,246

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	1,035	1,423
商 品 有 価 証 券 運 用 益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	—	—
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	1,035	1,423

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
支 払 利 息	0	1
商 品 有 価 証 券 運 用 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	665	—
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1	4
貸 付 金 償 却	—	—
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	0	—
合 計	667	5

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
現 預 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	994	1,245
公 社 債 利 息	944	1,206
株 式 配 当 金	9	—
外 国 証 券 利 息 配 当 金	40	39
貸 付 金 利 息	39	43
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	1,035	1,423

(7) 有価証券売却益明細表

該当ありません。

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	665	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	665	—

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券残存期間別残高及びその合計額

(単位：百万円)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
2024年度末	有 価 証 券	4,501	89,168	31,481	17,594	11,403	33,629	187,778
	国 債	—	39,725	—	—	—	6,109	45,835
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,400	47,746	28,981	17,594	11,403	27,519	137,645
	株 式						—	—
	外 国 証 券	100	1,696	2,500	—	—	—	4,297
	公 社 債	100	1,696	2,500	—	—	—	4,297
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
2025年度末	有 価 証 券	71,010	47,615	19,432	13,172	12,349	32,672	196,252
	国 債	39,850	5,789	2,819	—	—	6,116	54,576
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	30,659	39,128	15,612	13,172	12,349	26,556	137,478
	株 式						—	—
	外 国 証 券	500	2,697	1,000	—	—	—	4,197
	公 社 債	500	2,697	1,000	—	—	—	4,197
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券	71,010	47,615	19,432	13,172	12,349	32,672	196,252
	国 債	39,850	5,789	2,819	—	—	6,116	54,576
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	30,659	39,128	15,612	13,172	12,349	26,556	137,478
	株 式						—	—
	外 国 証 券	500	2,697	1,000	—	—	—	4,197
	公 社 債	500	2,697	1,000	—	—	—	4,197
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(13) 業種別株式保有明細表

該当ありません。

(14) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
保 險 約 款 貸 付	1,805	1,679
契 約 者 貸 付	1,805	1,679
保 險 料 振 替 貸 付	—	—
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(一)	(一)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(一)	(一)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,805	1,679

(15) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(16) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(17) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(18) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(19) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2024 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	205	11	8	16	191	106	35.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	140	11	4	34	113	244	68.3
	合 計	346	23	13	50	305	351	53.5
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—
2025 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	191	7	2	16	180	121	40.3
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	113	15	12	25	91	245	72.9
	合 計	305	22	15	41	271	367	57.5
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
不 動 産 残 高	191	180
営 業 用	191	180
賃 貸 用	—	—

(20) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(21) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度	2025年度
有 形 固 定 資 産		13	15
	土 地	—	—
	建 物	8	2
	リ ー ス 資 産	—	—
	そ の 他	4	12
無 形 固 定 資 産		—	19
そ の 他		—	—
合 計		13	34
う ち 賃 貸 等 不 動 産		—	—

(22) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(23) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公 社 債 (円 建 外 債) ・ そ の 他	4,297	100.0%	4,197	100.0%
小 計	4,297	100.0%	4,197	100.0%

二. 合計

(単位：百万円)

海 外 投 融 資	4,297	100.0%	4,197	100.0%
-----------	-------	--------	-------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

	区 分	外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
2024 年度末	北 米	100	2.3	100	2.3	—	—	—	—
	ヨ ー ロ ッ パ	4,196	97.7	4,196	97.7	—	—	—	—
	オ セ ア ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	4,297	100.0	4,297	100.0	—	—	—	—
2025 年度末	北 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヨ ー ロ ッ パ	4,197	100.0	4,197	100.0	—	—	—	—
	オ セ ア ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	4,197	100.0	4,197	100.0	—	—	—	—

(24) 海外投融資利回り

2024年度	2025年度
0.86%	0.92%

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末					2025年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852	—	9,852	177,642	163,728	△13,913	—	13,913
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	10,041	9,956	△84	—	84	18,834	18,610	△224	—	224
公 社 債	9,941	9,860	△81	—	81	18,734	18,513	△221	—	221
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	—	3	100	97	△2	—	2
公 社 債	100	96	△3	—	3	100	97	△2	—	2
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	187,863	177,925	△9,937	—	9,937	196,477	182,338	△14,138	—	14,138
公 社 債	183,562	173,691	△9,871	—	9,871	192,277	178,200	△14,076	—	14,076
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	4,300	4,234	△66	—	66	4,199	4,138	△61	—	61
公 社 債	4,300	4,234	△66	—	66	4,199	4,138	△61	—	61
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
市場価格のない株式等および組合等は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

VII. 保険会社の運営

1. コーポレートガバナンス体制

基本認識

当社は、お客さま、募集代理店、社会、第一ライフグループの株主、従業員などのマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築しています。

取締役会および執行役員制度

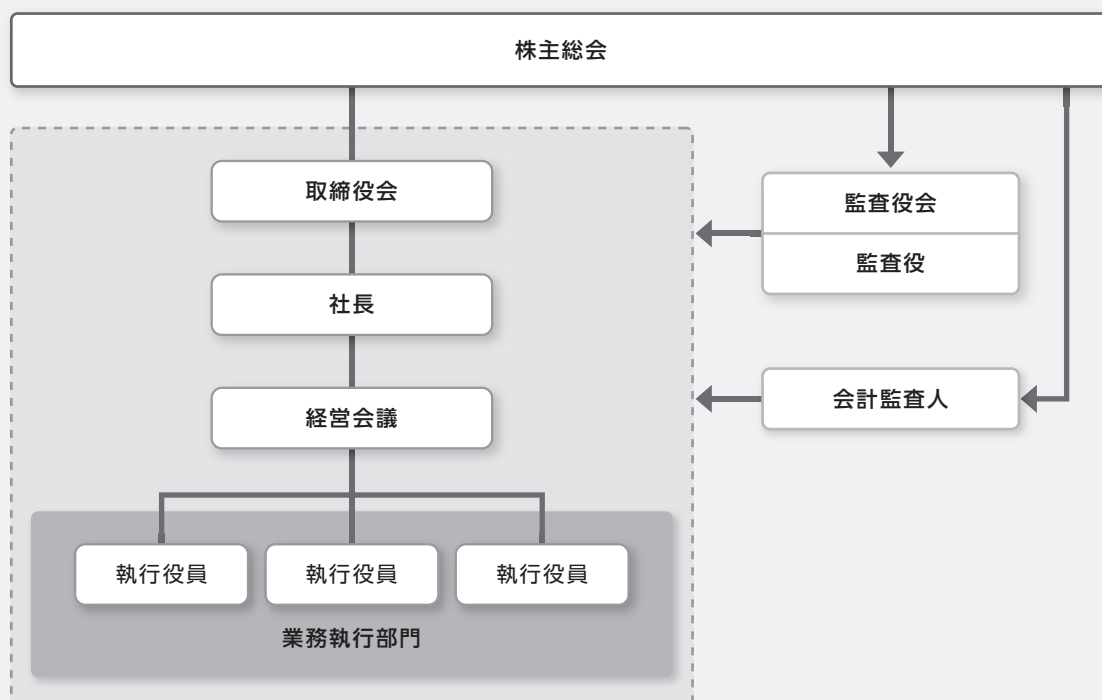
当社は、取締役会において、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況などの監査を実施しています。取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成しています。

経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、社長および執行役員などで構成する経営会議を原則毎月開催し、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。

監査役

社外監査役を含めた監査役は、取締役会などに出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務の執行の監査、ならびに当社のコンプライアンス、経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。そのため、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、2026年7月1日現在監査役は4名（うち社外監査役2名）となっています。

コーポレートガバナンス体制



2. 内部統制体制

基本認識

当社は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保および企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的に、また、全役員・従業員の法令等に反した行為や法令等の主旨に照らして不適切な行為を排除し、お客さま・社会・市場等のステークホルダーの期待に沿う行動を取ることで、経営理念の実現を図ることを目的に、「内部統制基本方針」のもと、内部統制態勢の整備および運営を行っています。

●内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、限定情報、および重要事実等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 企業集団としての業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

3. リスク管理

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについて把握・評価を行い、各リスク特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。また、通常のリスク管理だけでは対応できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

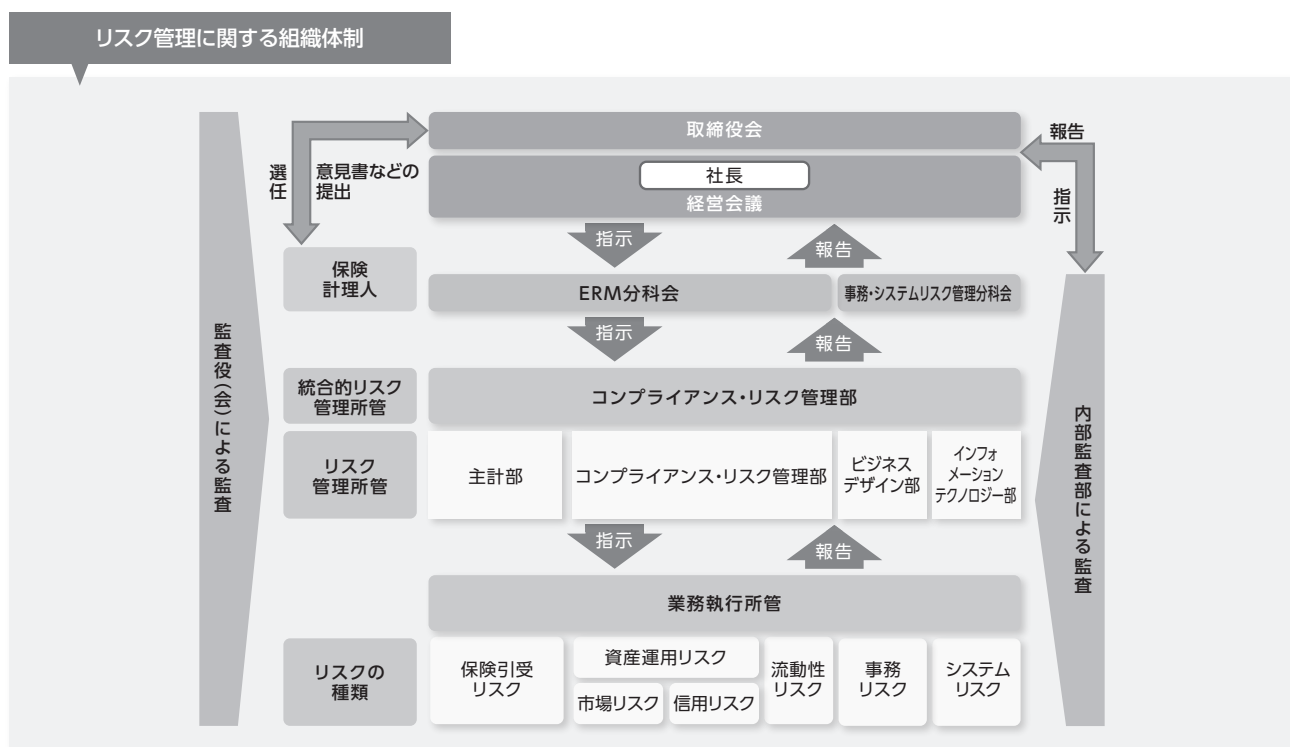
リスク管理に関する方針・規程など

当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組方針などについて定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を各リスク管理基本方針で定め、さらに、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程・基準書などを制定しています。

リスク管理に関する組織体制

事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、体制の強化を図っています。また、経営会議やその下部組織であるERM分科会、事務・システムリスク管理分科会などにおいて経営層が各リスクに対する情報を共有化し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議などに報告されています。さらに、監査役は経営層をはじめとして、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。



ERMの推進

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を進めるエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM:Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画などを策定する際に、コンプライアンス・リスク管理部がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

当社の健全性については、経済価値ベース(規制・内部管理)および会計ベースの観点から各種リスクを統合し、自己資本等との対比を通じて適切に管理しています。また、リスク量の計量化では捉えきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や将来の見通しなどにに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会・経営会議などに定期的に報告されており、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

当社では、「統合的リスク管理基本方針」のなかで、リスクとソルベンシーの自己評価について定期的に取締役会、経営会議に報告することを定めています。コンプライアンス・リスク管理部は、リスクとソルベンシーの自己評価を含めたリスク管理の枠組みや取組状況を体系的に取りまとめてORSAレポートを作成しております。ORSAレポートは、経営層へのリスク管理の状況の周知やリスク管理の高度化の推進等に活用しています。

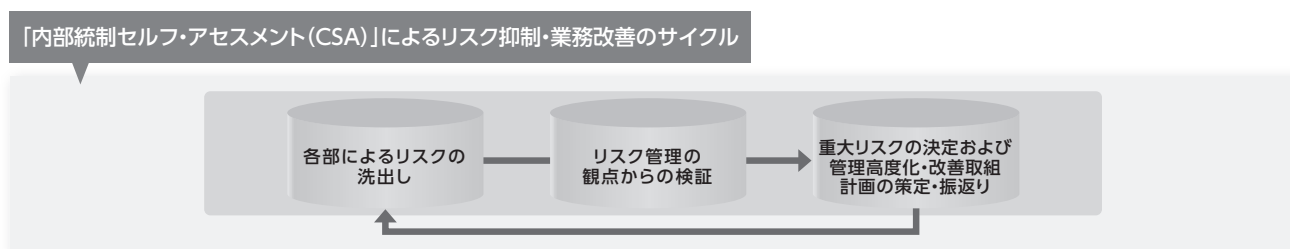
リスクの定義

リスクの種類		内 容
保険引受リスク		「経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク		保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク(市場流動性リスク)です。
事務リスク		役員および従業員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすなどにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。
システムリスク		コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備、またはコンピュータの不正使用などによって、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。

(注) 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

内部統制セルフ・アセスメント(CSA:Control Self Assessment)の取組み

当社では、統合的リスク管理の一環として、リスクを網羅的に洗い出し、その重要性和統制状況を評価したうえ改善取組を推進する活動として、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。



4. リスク種類別の管理

保険引受リスク管理

●リスク管理の目的

生命保険契約の長期性や保険事故発生率等の不確実性を保険引受リスクとして十分に認識し、実効性のあるリスク管理を行うことで、会社の健全性維持と支払能力の確保を図ることを目的としています。

●保険引受リスク管理体制

主計部を保険引受リスク管理所管とし、保険引受に関連する商品事業部や保険関係事務管理所管等の各所管が連携してリスク管理を行う体制としています。

●保険引受リスク管理の取組み

保険商品の開発にあたっては、お客さまのニーズを踏まえつつ、保険契約の長期性等に留意した商品の設計、保険料の設定を行っています。また、保険加入時に告知をいただく等、加入者間の公平性の確保を図っています。

保険商品販売後においては、まず、将来の保険金等のお支払いに備えて、保険業法等に基づき、標準責任準備金を積み立てており、法令上最も健全な方式を採用しています。更に、保険事故発生率の実績について把握・分析を行うとともに、収支予測を実施し、責任準備金の積立財源や将来の収支状況の把握を行っています。

これらの情報をもとに、保険引受リスクの状況について定期的に監視し、当初予測に反して保険事故発生率が悪化する等、保険引受リスクの顕在化がみられる場合には、関連各所管が連携して適時適切な対応を講じることで会社の健全性維持と支払能力の確保を図ることとしています。保険引受リスクの軽減を図るために保険契約を再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容等を確認し選定しています。

資産運用リスク管理

●リスク管理の目的

当社の資産運用リスク管理は、中長期的観点でリスクとリターンのバランスに留意しつつ、資産の健全性を維持することを目的としています。

●資産運用リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部を資産運用リスク管理所管とし、市場リスク、信用リスクを合わせた保有資産全体のリスクについて一元管理し、業務執行所管と連携してリスク管理を行う体制としています。

●資産運用リスク管理の取組み

○市場リスクの管理

市場リスクの管理は、ポートフォリオの管理を基本とし、有価証券等市場リスクを有する資産について、その残高及び含み損益等を定期的に確認し、その状況を経営層に報告しています。また、保有残高等に係るリスク・リミットを定めることにより、リスクをコントロールする枠組みとしています。これらに加えて、「VaR(Value at Risk:最大損失予想額)」等を用いたリスク量の計測手法により、保有資産の市場リスクを数値で把握・管理しています。

○信用リスクの管理

信用リスクの管理は、個別与信先ごとの与信管理を基本とし、審査所管による事前の厳正な審査を実行する等社内牽制を図るとともに、事後のフォロー等を実施しています。さらにポートフォリオの観点から、格付ごとの与信の集中度合い等の分析・管理を行っています。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しています。これらに加えて、VaR等を用いたリスク量の計測手法により、保有資産の信用リスクを数値で把握・管理しています。

流動性リスク管理

●リスク管理の目的

流動性リスク管理は、日々の資金繰りの管理に加えて、中長期的な資産・負債のキャッシュ・フローを踏まえた上で資産配分において一定の流動性を確保すること等を通じ、業務の健全性及び適切性を維持することを目的としています。

●流動性リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部を流動性リスク管理所管、主計部を資金繰り管理所管とし、入出金情報の把握やキャッシュ・ポジションの管理等の資金繰り管理や、市場における資産購入等の取引実施においてリスクが顕在化しないよう、日次、月次で状況をモニターし、各種の管理基準の遵守状況の確認を行う等、業務執行所管と連携してリスク管理を行う体制としています。

●流動性リスク管理の取組み

当社では、流動性リスクが経営に及ぼすリスクを十分に認識し、業務の健全性を確保するため、資金繰りの管理にとどまらず、中長期的な資産・負債のキャッシュ・フローも踏まえた管理を行っています。

また、流動性の逼迫度合いを平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの管理方法、対応方法をあらかじめ定め、迅速かつ適切な対応を行えるように備えています。

事務リスク管理

●リスク管理の目的

役員・従業員が事務リスクの存在を認識し、事務を正確かつ迅速に遂行すること、また、事務リスクの極小化に向け適切な対策を講じることにより、安定した業務の継続と健全性の確保、お客さまサービスの向上及び社会からの信頼確保につなげていくことを目的としています。

●事務リスク管理体制

事務リスク管理を統括する所管をビジネスデザイン部とし、各所管のリスク管理のプロセスチェックを行い、事務リスク管理に関する管理・指導を行っています。

●事務リスク管理の取組み

事務手続きを適切に遂行するために規程・基準書等を整備し、発生した問題点や外部環境の変化に基づき、必要に応じて改正を行うとともに従業員個々の事務知識・事務能力の向上に向けて指導・教育を行っています。また、万一異常事象が発生した場合、発生原因の追究や再発防止に向けた対策を講じるよう適切な事務管理を行っています。

システムリスク管理

●リスク管理の目的

保険業務の高度化、複雑化、お客さまとの取引の多様化さらに他社との業務提携、ITの進展等の環境変化のなかで、情報システムの担う役割や重要性はますます高まっています。こうした状況のもとで、コンピュータシステムの災害・障害・犯罪・過失・不正行為その他不測の脅威に対する安全性及び信頼性・遵法性・有効性・効率性を確保することを目的としています。

●システムリスク管理体制

システムリスク管理を統括する所管をインフォメーションテクノロジー部とし、関連する法令・社規等に基づき、全社に対しシステムリスク管理に関する管理・指導を行っています。各部・各支社においては、法令等遵守責任者・同推進者等を配置し、情報システムの保護管理対策のチェックを実施する体制としています。

●システムリスク管理の取組み

管理体制面では「公益財団法人 金融情報システムセンター」発行の安全対策基準等に準拠した対策の整備を行っています。また、規程・基準書等を制定・遵守することによりシステムの開発、運用、障害対応、障害復旧についての手順及び体制・責任者を明確にし、安全対策管理を徹底しています。

さらに、サイバー攻撃に対する予防・対応能力を高めるため、定期的な教育・訓練等を通じたレベルアップについて検討・実施しています。

昨今増大しているランサムウェア等のサイバー攻撃の脅威に対しては、外部からの侵入や不正アクセス等を検知および防御する態勢を整備し、システムやデータの保護を行っています。また、AI利活用におけるリスクに対しては、AIの利用用途や環境に応じたリスクを特定・評価し、適切にコントロールすることで、安全性や信頼性に配慮し、お客さまの利便性や業務効率化の向上につながるAI利活用の取組みを推進しています。

大規模災害リスク管理

大地震等の大規模災害が発生した場合や新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合等においてもお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、危機管理推進本部を全社を統括する組織として、平時から準備を行っています。

具体的には、事業継続計画を含む危機管理計画に関する規程・基準書を策定するとともに、顧客情報を含むシステムデータのバックアップを複線的に実施し、本社が被災した場合でも、事務処理を円滑に行い保険金等を適切にお支払いするための態勢整備や教育・訓練の実施、継続的な改善等、事業継続マネジメントを推進しています。

引き続き、大規模災害リスクを想定した安全対策や備えを強化し、事業継続マネジメントのさらなる推進に取り組んでまいります。

5. コンプライアンス（法令等遵守）

基本認識

当社は、法令等を遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会およびお客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、すべての事業運営においてコンプライアンスを推進し公正かつ透明な企業活動を行っています。

コンプライアンスに関する方針・規程など

当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会およびお客さまから信頼される企業であり続けるために、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、この中でコンプライアンスに関する基本的考え方などを規定しています。この基本方針のもと、実務上のルールとして「コンプライアンス規程」を制定し、態勢整備や推進に関する細目を定めています。

コンプライアンスに関する組織体制

当社では、コンプライアンスを全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、態勢の整備・強化を進めています。さらに、各従業員が、直接通報・相談できる窓口を社内・社外（親会社および法律事務所）に設置しています。

また、コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議の下部組織であるコンプライアンス分科会などにおいて協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

コンプライアンスに関する組織体制



コンプライアンスの推進

当社では、取締役会が毎年度決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的に取締役会に報告され、経営がその推進状況を把握・評価できる態勢となっています。

また、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役員・従業員に周知徹底を図るとともに、全役員・従業員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用するなど、知識の向上と意識の定着に努めています。さらに、保険募集に関与する代理店・募集人のために「コンプライアンスマニュアル(代理店用)」等を作成し、研修・指導に活用しています。

加えて、部門ごとの業務特性を踏まえたコンプライアンス研修の実施を通じて、徹底を図っています。

勧誘方針

当社は、「一生涯のパートナー」をブランドメッセージとするDaiichi Lifeグループの一員として、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスの提供に努めます。

1. 法令等の遵守

- ・当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘・提案活動を行います。

2. 適切な勧誘・提案について

- ・お客さまへの訪問・電話連絡等にあたっては、時間帯等ご都合に配慮し、お客さまのご意向に基づいた適切な勧誘活動を行います。
- ・お客さまの年齢、知識、ご家族の状況およびご加入目的等を踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
- ・商品の提案を行うに際しては、適切な資料を活用し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
- ・ご契約内容その他契約条項にかかわる重要事項について、お客さまにご理解いただくため、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等の説明書面・冊子をお渡しする等により説明・明示を行います。
- ・特にご高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・対応いたします。
- ・当社と安心してお取引引きいただくため、当社従業員がお客さまから現金を直接お預かりすることはいたしません。
- ・お申込みをいただく際に「意向確認書面」にて、お申込みをされる保険商品がお客さまのニーズに合致していることについて再確認させていただき、お客さまがご意向に沿った商品にご加入いただけるよう努めます。
- ・当社従業員は、当社取扱以外の金融商品等を勧誘・紹介することはいたしません。

3. 教育について

- ・高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための体制およびルールの整備・強化に努めます。
- ・お客さまのご期待にお応えできるよう、研修を継続的に実施し、知識・スキルを備えた従業員の育成に取組みます。

4. お客さまの声について

- ・お客さまからの様々なお問い合わせ、ご意見、ご相談には、丁寧かつ速やかに対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

5. 個人情報の保護について

- ・業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

6. 情報資産保護

基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所などや契約内容などの個人情報、医的情報などを長期間にわたり保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

情報資産保護に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」のもとに、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準などの細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)」の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社Webサイトで公表しています。情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」に掲載の上、全役員・従業員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

情報資産保護に関する組織体制

当社では、情報資産保護を全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、情報資産保護管理態勢の整備・強化を進めています。

また、全社における情報資産保護の推進状況を、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうした情報資産保護管理態勢の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、番号法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理態勢を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な従業員教育を通じた情報取扱いルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 情報を取り扱う区域の管理、情報を取り扱う機器・電子媒体などの盗難などの防止のための対策実施
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

個人情報の開示などの請求の取扱い

お客さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者をご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求については、当社Webサイトでもご案内しています。

情報セキュリティ対策

当社では、日々進化するサイバーセキュリティリスクへの対応として、システム面においては、不正アクセスやウイルス等の検知・防御の仕組みを複数組み合わせる、多層防御の整備を推し進めるなど、新たな脅威に対する対策を随時行っています。

また「サイバーセキュリティ規程」に基づき、サイバーセキュリティ対策の強化にも取り組んでいます。高度な技術を備えた専任者を中心に構成される「CSIRT」(※)を設置し、役員・従業員を対象に攻撃を想定した対応訓練を行うなど、サイバーインシデント対応態勢の強化活動を行っています。

個人情報を管理するシステムについては極力一元管理可能な仕組みとし、お客さまの個人情報の取扱い権限を厳格に管理できる仕組みを導入しています。

(※)Computer Security Incident Response Team

個人情報保護方針

第一ネオ生命保険株式会社（以下、当社といいます）では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

- (1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
 - ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務（※）（※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。
- (2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号（以下、個人番号といいます）を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
 - ①保険に関する取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
 - ②不動産に関する取引がある場合：不動産取引に関する支払調書作成事務
 - ③報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - ④その他上記①～③に関連する事務
- (3) これらの利用目的は、当社Webサイトおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

- (1) 当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
 - ①ご本人が同意されている場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③個人情報保護法に基づき共同利用する場合
 - ④業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
 - ⑤その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合
- (2) 前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「経営会議」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等のご請求

保有個人データについて、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求があった場合、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

お問い合わせ先

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申出については、適切に対応させていただきますので、下記窓口までお問い合わせ下さい。

第一ネオ生命保険株式会社 コンタクトセンター

住所 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

電話 0120-066-201（個人情報専用）

受付時間 9：00～17：00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※受付時間につきましては状況により変更になることがございます。詳細は当社Webサイトをご確認ください。
※月曜日など休日明けは電話が混み合うことがございますので、あらかじめご了承ください。

7. 内部監査体制

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

内部監査に関する方針・規程など

当社では、「内部統制基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」のもと、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役員・従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進するために「内部監査規程」を制定しています。また、内部監査の実施要領として「内部監査業務規程」を制定しています。

内部監査体制

当社では、監査対象組織に対し牽制機能が働く独立した組織として設置した内部監査部が、当社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性、有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

8. 反社会的勢力への対応

基本認識

当社では、「社会からの信頼と敬愛の確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとしています。また、保険契約をはじめとしたすべての取引等についても組織として一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程等

当社では「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しています。また、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役員・従業員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しています。

反社会的勢力への対応体制

コンプライアンス・リスク管理部を統括所管として、日常の業務運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。

各所管では反社会的勢力対応責任者及び反社会的勢力対応推進者を定め、自所管において、反社会的勢力から不当要求等、何らかの接触がある場合には、責任者・推進者を中心に、コンプライアンス・リスク管理部と連携の上、組織として適切な対応を行う態勢としています。

反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役等へ報告の上、速やかに関係遮断を図る態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況等について定期的に取り締役会等に報告する等、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

◆指定生命保険業務紛争解決機関について

- ・当社は、保険業法第105条の2に基づき、指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と金融ADRに関する手続実施基本契約を締結しております。
- ・指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険業務に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等の業務を行っています。

詳細は同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話番号: 03-3286-2648

受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

(注) 金融ADRとは、身の回りで起こる金融分野に関するトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続き(裁判外紛争解決手続)です。

当社Webサイトから各種お手続き内容のご確認・お問い合わせが可能です

「マイページ」で利用可能なお手続きについてはP.12をご覧ください。



当社のお問い合わせ先フリーダイヤル一覧

【受付時間】9:00～17:00(日曜日・祝日・年末年始を除く)

※受付時間につきましては状況により変更になることがございます。詳細は当社Webサイトをご確認ください。

※月曜日など休日明けは電話が混み合うことがございますのであらかじめご了承ください。

■ 保険のお見積り・商品に関するお問い合わせ	 0120-581-201
■ ご契約者さま 専用窓口	 0120-226-201
■ 「1年組み立て保険」ご契約者さま 専用窓口	 0120-833-337
■ 70歳以上のご契約者さま 専用窓口(シニア専用ダイヤル)	 0120-515-201
■ その他のお問い合わせ先	 0120-312-201

※「給付金の請求書類の発送」「保険料払込方法の変更書類の発送」「クレジットカードへの再請求」「保険料払込票の発送」「住所・電話番号の変更」「生命保険料控除証明書の再発行(10月～3月)」はご契約者さま専用窓口ダイヤルにてAIボイスボットにより、24時間受け付けております。

■ シニア専用ダイヤル

70歳以上のご契約者さまを対象としたシニア専用のフリーダイヤルを設置しております。
お客さまのご相談やご照会に対して、ゆっくりと分かりやすく丁寧な対応を行います。

■ 第一ネオ生命手話リレーサービス

耳の聞こえないお客さまや聞こえにくいお客さま、発話が困難なお客さまは
ビデオ通話を使って、通訳オペレーターと手話または、筆談でお話いただけます。



会社概要 (2026年7月1日現在)

社 名：第一ネオ生命保険株式会社

Daiichi Neo Life Insurance Co., Ltd.

本 社 所 在 地：〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト：<https://neofirst.co.jp/>

代表取締役社長：近藤 良祐

設 立：1999年4月23日

資 本 金：871億円(資本準備金395億円を含む)

株 主：株式会社第一ライフグループ(100%)

第一ネオ生命 アニュアルレポート2026

第一ネオ生命保険株式会社 企画総務部

(2026年7月1日作成)

第一ネオ生命では、保険業法第111条に定められた「業務および財産の状況に関する事項」とともに、お客さまに向けた当社の取り組みを一冊にまとめ、「第一ネオ生命アニュアルレポート」として発行しています。掲載内容を補足する情報は、当社Webサイト(<https://neofirst.co.jp/>)で公開しています。併せてご覧ください。

